

14. 4-1089



\*1200600176267\*

朝鮮事情



始



本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹介する爲編纂したものである。

昭和十四年十二月

朝鮮事情 昭和十五年版

目次

一 總說	1
沿 革	1
地 勢	2
氣 候	3
戶 口	5
二 行政組織	10
中央行政	10
地方行政	14
道府郡島	14
目次	1

公共團體

道

府

邑・面

學校費

學校組合

府郡島臨時恩賜金

一五

一五

一五

一七

二〇

二〇

二三

三 財政

歲計

國債

租稅

內國稅

關稅

噸稅

二四

二四

二六

二六

二六

五四

五六

四 教育

普通教育

實業教育及專門教育

師範教育

在內地朝鮮學生

朝鮮美術展覽會

朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所

社會教化

經學院

明倫專門學院

圖書館

古蹟調查・博物館

朝鮮史の編修

出港稅

五九

五九

六三

六六

六六

六七

六七

六八

七七

七七

七八

七九

八一

五 地籍圖・林野圖及地形圖……………八三

六 神社・宗教……………九一

神 社……………九一

宗 教……………九一

七 國民精神總動員……………九六

八 情報宣傳……………一〇四

九 司 法……………一〇八

裁判並に檢察制度……………一〇八

適用法規……………一〇九

小作調停……………一一一

人事調停……………一一三

不動産登記……………一一三

戶籍事務……………一一四

公證事務……………一一五

執達吏事務……………一一六

供託事務……………一一六

思想犯保護觀察……………一一七

行刑制度……………一一八

司法保護事業……………一二一

一〇 警 察……………一二三

治安狀況……………一二三

警察機構……………一二四

防 空……………一二六

一一 衛 生……………一二七

醫療機關	一三七
藥品取締	一三六
食品取締	一三七
汚物掃除	一三九
上水	一三九
傳染病豫防	一四〇
一二 專賣	一五一
煙草	一五一
人參	一五三
鹽	一五四
阿片	一五六
一三 交通通信	一五八
鐵道	一五八

道路	一六六
港灣	一六八
河川	一六九
窮民救濟土木事業	一七三
海事	一七四
航空	一七六
通信事業	一七八
放送無線電話	一八一
朝鮮簡易生命保險	一八三
一四 金融	一八六
通貨	一八六
金融機關	一八七
一五 農業	一九八

土地	一九八
國有未墾地	一九八
公有水面	一九九
農業者	二〇〇
農業	二〇〇
養蠶	二〇一
畜産	二〇五
穀物検査	二〇七
肥料	二一〇
勸農機關	二一三
農業團體	二一七
水利組合及關係團體	二一九
米穀倉庫	二二〇
米穀倉庫	二二三
一六 林業	二二六

國有林野の保護	二二七
民有林と獎勵施設	二二九
砂防事業	二三六
造林貸付並に成功讓與	二四八
國有林野の實測調査	二四九
國有綠故森林の讓與	二五〇
國有林經營	二五一
北鮮開拓事業	二五七
林業試験	二六〇
一七 農山漁村の振興・更生事業	二六一
一八 水産業	二六八
概況	二六八
漁業處分	二七〇
目次	九

水産業の保護奨励.....二七一  
 水産試験及調査.....二七七  
 水産業の發展.....二八三  
 水産業の改良.....二八五  
 一九 鑛業.....二八九  
 概況及特許鑛山.....二八九  
 鑛業の助長施設.....二九五  
 主要鑛物.....二九八  
 二〇 工業.....三〇四  
 概況.....三〇四  
 家内工業.....三〇五  
 工場工業.....三一〇  
 中央試験所.....三一八

工業奨励.....三一九  
 度量衡.....三一九  
 物資調整・燃料事業.....三二〇  
 電氣及瓦斯事業.....三二一  
 二一 商業.....三二五  
 朝鮮人の商業.....三二五  
 内地人の商業.....三二六  
 會社.....三二七  
 取引所及正米市場.....三二八  
 商工會議所.....三三〇  
 重要物産同業組合.....三三〇  
 産業組合.....三三二  
 商工奨励館.....三三三



二二 物資動員計畫……………三四

二三 貿易……………三四六

概況……………三四六

國別貿易……………三四七

港別貿易……………三四八

輸移出重要品……………三四〇

輸移入重要品……………三四一

貿易船舶……………三四二

在外貿易促進施設……………三四四

二四 社會事業……………三四六

罹災救助……………三四六

賑恤救護……………三四八

方面事業……………三四九

福利施設……………三四九

勞働者保護……………三五一

兒童保護……………三五三

救療機關……………三五四

二五 軍事援護事業……………三五七

軍事扶助……………三五七

職業上の保護……………三五七

傷痍軍人の保護……………三五八

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英……………三五八

教化竝に教養……………三五九

軍事援護相談機關……………三五九

軍事後援聯盟……………三六〇

傷痍軍人会……………三六〇

二六 軍 事 ..... 三六一

陸 軍 ..... 三六一

二七 在外朝鮮人に對する保護施設 ..... 三六三

在滿朝鮮人の概況 ..... 三六四

在滿者に對する施設 ..... 三六五

朝鮮農民の滿洲への新規入植 ..... 三六八

在支朝鮮人の概況 ..... 三七二

在支者に對する施設 ..... 三七四

〔附〕

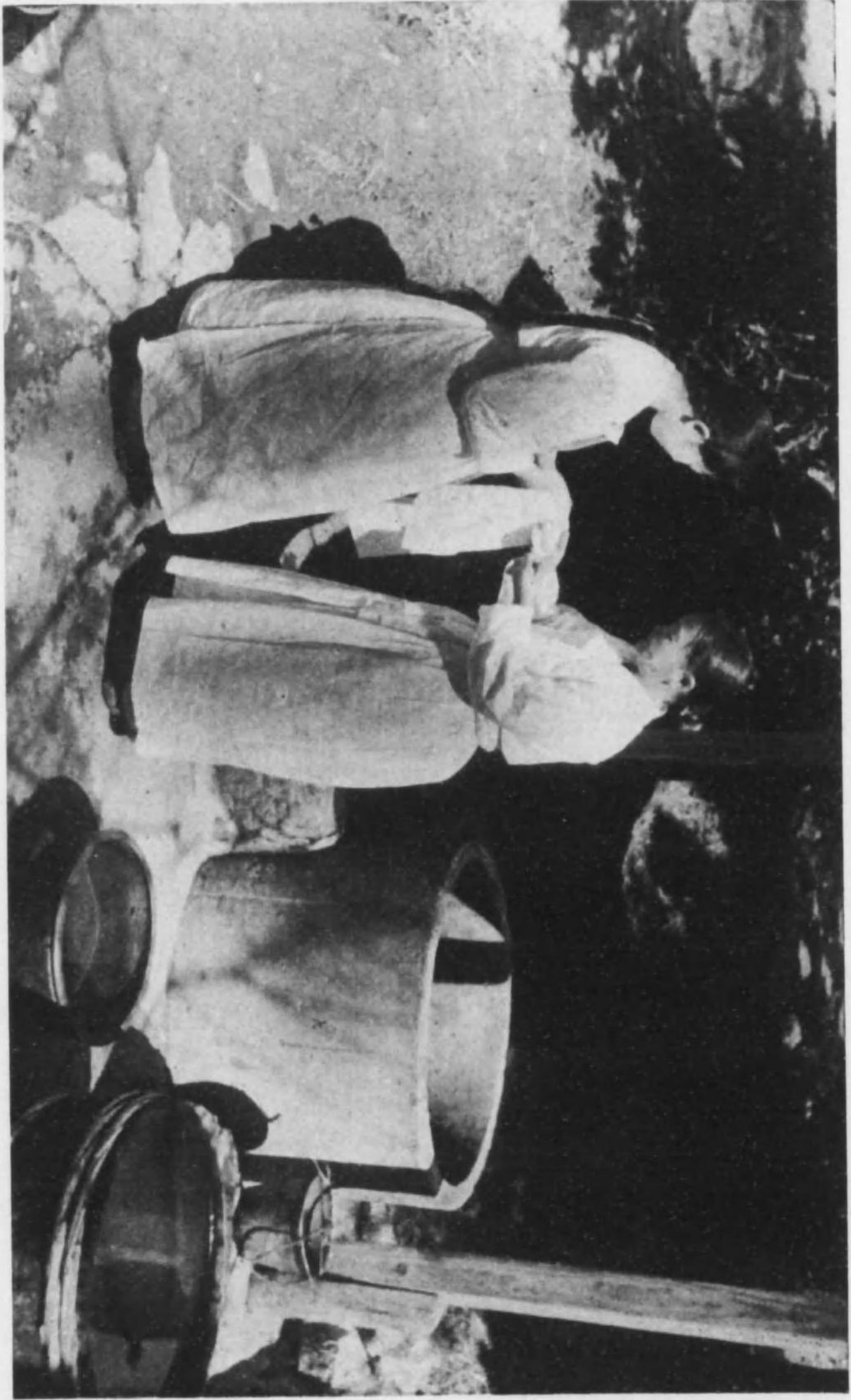
一、參考統計表（別に目次を付す） ..... 八十四表

二、最近の朝鮮地圖（裏面に道府郡島一覽あり） ..... 卷末に折込

三、挿入寫眞 ..... 書中に挿入



村農の下屆時



針 人 千



會 老 敬

# 朝鮮事情

昭和十五年版

## 一 總 說

### 沿 革

朝鮮はその地理上、古來我國と密接不離なる關係に在り、平和的交通に依る血縁的混和、文化の傳承は更なり、半島が優勢な外圍諸民族の脅かすところなるや我國は多大の犠牲を拂つてその急を救つたこと一再でなかつた。この間半島は三國・新羅・高麗を経て、李朝と革つたが、李朝中期以後は國勢頓に衰へ、内には國政紊亂して生民其の堵に安んぜず、外には加はり來る外國の壓力に抗して、その存立を保つ能はず、延いて、極東禍亂の危機を醸成するに至つた。是に於て、我國は之が爲に日清・日露の兩役を重ねて、この外難を撃攘し極東の安全を永遠に保障する必要より、明治四十三年、遂に之を完全に併合し、その人民は悉く皇國臣民として 天皇授撫の下に立ち、總督に依つて施政せられることとなつたのである。

爾來、歴代總督は、よく併合の國是に遵つて民力の涵養に専念し、時勢の進展に應じて教育の改善、産業の開發其他諸般の施設に努力せる結果、經濟・産業の發達より民力の向上、極めて著しく、國民精

神また次第に涵養せられつゝあつた。適々、滿洲事變の發生により、我國威を中外に宣揚し、之に引續く王道滿洲國の建設を見るに及び、之を契機として民衆間に於ける國民精神の成長、顯著なるものあり、更に今次、支那事變の勃發するに至るや、二千餘萬の民衆靡然として皇國臣民たるの忠誠を發露し内鮮一體の實を高度に具現したのである。かくて朝鮮は益々その健全なる發展を期するにこもりに、その物心兩面よりする我が大陸前進基地たるの重要性を愈加へつゝあるのである。

地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地形南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度一分より百三十五度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積二二〇、七九二方浬（本州より青森縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峡を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、鴨

綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・鱉津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌溉の利に富み、地味概ね肥沃である。

氣 候

氣温 年平均氣温は南岸地方に最も高く十四度を示し、北進するにつれて遞減し、中部地方では十度内外、國境附近に於ては四度乃至三度であるが、國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では實に十二、三度の差がある。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で、夏季を除いては約二度内外の高温を示すのが常である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多きに反し、東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水温度は西岸に比し高温である等、山脈が海流とかの地形的影響を蒙るこゝが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に來るが、之が爲め所謂三寒四温の現象が起り、寒暖が交互に來る。

風 風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化するこゝは勿論である。今半島に於ける冬・夏の季節風に就いて述べて見ると、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居する影響で季節風は、黃海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、内陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之に反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して、大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滞留してゐる爲、南岸、黃海沿岸及北東岸では南偏風流行し、

中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して雨季節風の交替期である春秋の候は風向が區々で一定しない。又雨季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかな爲風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて其の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱い傾向がある。

雨 雨の年總量は内地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。即ち凡そ五百耗乃至千五百耗で、今其の分布状態を見るに咸鏡南北道と大同江下流域地方即ち西朝鮮の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百耗に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百耗に過ぎない。千耗に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて、其の他の所は孰れも千耗を超え、千三百耗以上の地域は西鮮北部の内陸と朝鮮中部の内陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百耗に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて其の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯様に各地方を通じて降雨期と乾燥期の判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜 初霜は蓋馬高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯様に早現するのは本邦の版圖内には見當らず、樺太の内陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、

濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早現より實に三箇月餘の遅れである。終霜は濟州島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが蓋馬高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

霧 朝鮮近海は北海道、千島列島と共に本邦に於ける最多霧地帯である。就中最も多い箇所は多島海附近で濃霧日数は一年中七十日内外に達し、之に亞いでは西朝鮮灣及北東岸で五十日内外、最も少ない場所は東海岸の永興灣以南で僅に二十日に充たないのである。濃霧は沿岸に近づくにつれて減少し、内陸に入つては殆んど皆無となり、又季節的には冬季に於ては殆んど見ない程少なく、初春から段々發生して晩春初夏の候が最も盛んで盛夏期に入るに及んで減退する。

雪 降雪期は年に依つて差異はあるが、初雪の最早はやはり蓋馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、其の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早く三月下旬に、其の他は概して三月中旬から三月下旬となり、蓋馬高臺の五月上旬から中旬が最も遅い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超ゆること稀である。

戸 口

昭和十三年末現住戸口調査に依れば、總戸數四百二十七萬一千三百八戸、内地人十五萬八千八百四十

三戸（臺灣人九戸を含む）、朝鮮人四百十萬二千百一戸、外國人一萬三百六十四戸、總人口二千二百六十三萬三千七百五十一人、内地人六十三萬三千三百二十人（臺灣人三十二人を含む）、朝鮮人二千九百九十五萬六百十六人、外國人四萬九千八百十五人である。而して之を併合當時に比すれば戸口も約二倍に増加してゐる。

各道面積と現住戸口（昭和十三年末）

道	面積		現住戸口			
	方許	總數	内地人	朝鮮人	外國人	總數
總數	三三〇、七九二、八二〇	四、三七一、三〇八	一、八八八、八四三	一〇、一〇一、一〇一	一〇、三六四	三、六三三、七五一
京畿道	二二、八三〇、八八八	四八三、五四一	一、五七〇	四四三、八六七	一、一〇四	二、五三八、八三九
忠清北道	七、四二八、六六六	一六八、六三三	二、五四四	一六五、九五二	二一七	九〇五、二八四
忠清南道	八、一〇六、四四四	二七七、六四四	六、八〇二	二七〇、九七七	二七	一、五八、五五三
全羅北道	八、五五三、九九九	二九六、四〇〇	八、二六〇	二八七、〇〇四	三三六	一、五五三、一〇六
全羅南道	一三、八八七、三七七	四八七、四七二	一〇、六六八	四七六、六四三	一六一	二、四八二、四八八
慶尙北道	一八、九八八、八三三	四六六、七九	一、七七〇	四五六、八〇七	一四三	二、四七九、六六二
慶尙南道	一三、三〇四、五八	四三三、九三三	三、五六〇	四三三、二七一	三二	二、三三三、四六七
黃海道	一六、七四四、四二二	三三九、七五五	六、三二〇	三三三、〇六七	三七八	一、六九五、八五八
平安南道	一四、九三九、二五	二八五、一〇〇	一〇、一五七	二七四、四〇三	六四〇	一、五〇七、五七九
平安北道	二八、四四一、二二	二九八、八八	七、三八一	二八七、四四三	四一七〇	一、六四八、〇四一
江原道	二六、二六三、九六	二九三、三三二	五、四八一	二八七、三三七	五三	一、五六六、三七五

道	總數	内地人	朝鮮人	外國人
咸鏡南道	三、九七六、四二	二九五、六四一	一五、三三八	一、〇一五
咸鏡北道	二〇、四六六、七六	二六三、一七七	一三、一九三	一、四九二

備考 内地人中京畿道には戸數七、人口二五、平安南道には戸數二、人口七の臺灣人を含む。

現住戸口職業別（昭和十三年末）

道	總數	職業別						
		農業	水産業	鑛業	工業	商業	交通業	公務
總數	四、三七一、三〇八	二、九六〇、一七四	六五、一三	六〇、四三九	一四五、七四八	三三、五二六	五〇、三七八	一九、八七〇
内地人	一、五八、八四三	七、三三三	三、二七三	四、六六二	三六、二五三	三、九九三	九、〇八九	六四、三六五
朝鮮人	四、一〇三、四六	二、九五〇、五七九	六、八八五	五五、〇八四	二八、一八一	二九、一八九	四一、〇七〇	一五、〇三六
外國人	一〇、三六四	二、三三三	五	六八四	一、三二五	三、六四五	二二九	四七七

備考 内地人中には臺灣人「工業」に戸數二、人口六、「商業」に戸數二、人口一〇、「公務自由業」に戸數一、人口四、「無業」に戸數四、人口一二を含む。



總說

現住內地人戶日本籍地別 (昭和十三年末)

縣	戶數	總數		男		女	
		總數	男	女	總數	男	女
總數	一、五八、八四三	六三三、三三〇	三三三、三三〇	三〇〇、一〇〇	三三三、三三〇	三〇〇、一〇〇	
北海道	一、三〇三	五、四四五	三、七二九	二、六九七	一、九九一	一、五〇五	
青森縣	六八三	二、六七一	一、四三三	一、二四八	七、五五二	四、〇八四	
岩手縣	九四六	三、七三六	一、九三八	一、七九八	三、八四七	二、〇八四	
宮城縣	二、二七九	九、一六六	四、八二〇	四、三〇六	四、八二一	二、二七五	
秋田縣	一、三三七	五、八八三	三、七三四	三、一四九	七、六六八	四、四三二	
山形縣	一、六六六	六、五七五	三、四四五	三、一四〇	八、六七八	四、四四四	
福島縣	二、四〇〇	九、〇〇三	四、八三四	四、一六九	一〇、二八八	六、六七一	
茨城縣	一、四三五	五、四二二	二、八七〇	二、五四二	七、五五二	四、〇八四	
栃木縣	一、一六一	四、二七五	二、二〇〇	二、〇六五	六、八〇三	三、八三三	
群馬縣	一、一三三	四、二七九	二、二〇〇	二、〇一八	七、一五六	三、七二三	
埼玉縣	八九九	三、三九三	一、七五一	一、六四三	二、〇六六	一、〇六六	
千葉縣	一、四二二	四、一八六	二、一六六	二、〇二〇	五、〇六六	二、〇六六	
東京府	三、九七八	一五、二七二	七、七五五	七、五二七	一〇、六四四	一〇、六四四	
神奈川縣	九八一	三、七四四	一、九三三	一、八〇九	四、一八八	三、八七八	
新潟縣	二、四八九	九、六三三	五、〇九八	四、五三五	六、九三一	三、五五一	

八

縣	戶數	總數		男		女	
		總數	男	女	總數	男	女
鳥根縣	四、二〇四	一六、五八九	八、五四二	八、〇四七	六、九二一	二、八三九	
岡山縣	五、八六五	二二、四七九	一一、九三三	一一、五三七	八、七四五	三、六六八	
廣島縣	八、六〇四	三三、〇三三	一七、八五八	一七、三四五	一〇、九三三	四、三三三	
山口縣	一三、七三七	五六、〇八二	二八、四四六	二七、八三六	二九、七五九	一五、三六六	
德島縣	二、一九〇	八、一四八	四、一七四	三、九七四	二、七二二	九、九二八	
香川縣	三、四六一	一四、〇五九	七、一〇一	六、九五八	七、九七八	三、四二四	
愛媛縣	四、六五一	一八、六三三	九、四一〇	九、二二二	一〇、八	三、七	
高知縣	二、五二五	九、七七九	四、九八二	四、七七七	九二	三七三	
福岡縣	二、二二五	四九、七四五	二五、〇四三	二四、七〇三	三三	二二	

現住戶口累年別

縣	總數	內地人		朝鮮人		外國人	
		總數	男	女	總數	男	女
鳥根縣	二、八〇四、一〇三	五〇、九九二	二、七四九、九五六	三、一五五	一三、三三三、〇一七	一、七七一、五五三	一、三、二八、七八〇
岡山縣	三、二二一、七八一	八三、四〇六	三、〇三三、八二六	四、五九九	二九一、二二七	一、五、六三〇、七三〇	一、八、〇五
廣島縣	三、二七、九六一	九三、六二六	三、一三九、一四〇	五、一九五	三三六、八七三	一、六、六九七、〇一七	三、三、一四三
山口縣	三、三三九、五五三	一〇六、九九一	三、二三二、四三三	一〇、一三九	一七、六六六、七六一	三、六、四九三、一七、三〇八、一、九三九	三、三、二一九
德島縣	三、六四四、五〇五	一三、〇〇一	三、四八三、七七九	一三、七二五	一九、一〇三、九〇〇	四、四三二、三三六	一、八、六一五、〇三三
香川縣	三、八二一、五六四	一三六、三三三	三、六七九、四六三	一五、七八九	三〇、三五六、五六三	五〇、八六七、一九、六八五、五八七	六、九、一〇九
愛媛縣	四、〇一〇、六〇六	一四一、四一七	三、八五七、一六九	二二、〇〇〇	三二、一五五、八二七	五、六、三八四、三〇、五三三、八〇四	五、〇、六九九
高知縣	四、二七一、三〇八	一五八、八四三	四、一〇一、一〇一	一〇、三六四	三三、六三三、七五一	六、三三三、三〇二	三、九、九九〇、六一六
福岡縣	四、二七、一〇八	一、五八、八四三	四、一〇一、一〇一	一〇、三六四	三三、六三三、七五一	六、三三三、三〇二	三、九、九九〇、六一六

九

## 二 行政組織

### 中央行政

#### 沿革

明治四十三年韓國の併合と同時に詔書（韓國ヲ帝國ニ併合ノ件）を以て特に朝鮮總督を置き 天皇の命を承け朝鮮に於て陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしめることを宣言し朝鮮總督を設置したが當分の内統監府及び其の所屬官署を存置し朝鮮總督の職務は姑く統監をして之を行はしめ且つ韓國政府に屬したる諸官廳は内閣及表勳院を除くの外總て之を總督府の所屬官署と看做して政務の執行に當らしめた（明治四十三年勅令第三百十九號朝鮮總督府設置ニ關スル件）。其の後約一箇月間に各種機關の廢合統一を爲し同年九月三十日朝鮮總督府官制及び其の所屬官署の諸官制を公布し十月一日より之を施行した。當初、朝鮮總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充て天皇に直隸し、委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、朝鮮防備のこゝを掌るゝ共に朝鮮の諸般の政務を統轄し、内閣總理大臣を経て上奏を爲し及裁可を受け職權又は特別の委任に依り朝鮮總督府令を發する事を得るゝことに定められ、所屬官署としては諮詢機關としては中樞院を設け、又警務機關としては中央に警務總監部を、各道に警務部を置き憲兵隊司令官をして警務總長を、憲兵隊長をして警務部長を兼ねしめ地方行政機關の外に特立して一般警察衛生事



朝鮮總督府

務を統理執行せしむることとした。

其の後數回官制は改正せられたが、大正八年八月の改正は總督の武官たる資格制限を撤廢し、總督に對する陸海軍統率權委任の條項を削り、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に對する出兵を請求することを得しむること共に憲兵警察制度を廢止し、以て所謂文化政治への一轉機を劃したのであつた。

#### 行政組織

一、朝鮮に朝鮮總督府を置き其の長官を朝鮮總督とする(朝鮮總督府官制)。總督は朝鮮を管轄し諸般の行政事務を統理する朝鮮最高の行政官廳である。總督の權限の主なるものは

(一) 政務總理權 特に中央政府の權限に留保するもの以外、朝鮮に於ける行政事務は包括的に朝鮮總督の權限に屬し上奏裁可を要する事項に付ては内閣總理大臣を経て上奏を爲し及び裁可を奏請する

(朝鮮總督府官制第三條、第六條、第七條)

(二) 出兵請求權 安寧秩序保持の爲め必要と認めるときは朝鮮に於ける陸海軍司令官に兵力の使用を請求し得る(同三條ノ二)

(三) 制令制定權 朝鮮に於ては法律を要する事項は總督の命令(制令)を以て之を規定することを得る(明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第一條、第六條)

(四) 命令權 職權又は委任に依り總督府令を發し得る。之に附し得る罰則の限度は自由刑一年、財産刑二百圓迄である(同第四條)

(五) 監督權 下級行政官廳を指揮監督しその違法不當の命令、處分の取消し又は停止を爲し、所部の官吏を統督する(同五條、六條)

(六) 王公族及朝鮮貴族に關する權限

皇室令の委任に依り朝鮮に於ける李王職・李王歳費・朝鮮貴族の監督をする(明治四十三年皇室令第三十九號)等である。

總督に故障があるときは、勅命を以つて他の親任官をして臨時その職務を代理せしめる。

總督府には事務分掌の爲めに總督官房及内務・財務・殖産・農林・法務・學務・警務の七局並に外事部及企畫部を置き、總督の補助機關として總督を補佐し府務を統理し各部局の事務を監督する爲め親任官たる政務總監があり以下局長・外事部長・企畫部長・秘書官・理事官・統計官・土木事務官・山林事務官・教學官・視學官・編修官・銀行検査官・技師・通譯官・屬・統計官補・編修書記・技師・通譯生等を設置せられてゐる。

二、中樞院は朝鮮總督に隸し其の諮詢に應ずる所であつて兼て朝鮮の舊慣及制度に關する調査を行ふ場合がある。中樞院には議長(政務總監を以て之に充つ)、副議長(親任待遇)、顧問(親任待遇)及び參議(勅任又は奏任待遇)等を置き、議長の外は何れも朝鮮人中の有力者、達識の士を採り、總督の諮詢に應ぜしむるのである。副議長以下の任期は何れも三年を原則とし、總督の奏請に依り内閣に於て之を任命する。書記官長以下の事務職員が附屬する。

三、次に總督の管理の下に各官制を以て特別行政廳を置く。其の主なるものは

(イ) 遞信官署(朝鮮總督府遞信局官署官制)

中央に遞信局を置き、朝鮮に於ける郵便・郵便爲替・郵便貯金・朝鮮簡易生命保險・電信・電話・航路標識・海員の養成・發電水力及航空に關する事務を管理し、航路・船舶・海員・電氣事業及瓦斯事業の監督を掌る。地方には貯金管理所・郵便局・電信局・電話局・郵便所及飛行場を置く。

(ロ) 鐵道局(朝鮮總督府鐵道局官制)

國有鐵道及其の附帶業務並に私設鐵道及軌道の監督の事務を掌る爲めに中央に鐵道局を置き、地方事務分掌の爲めに出張所を置く。

(ハ) 專賣局(朝鮮總督府專賣局官制)

專賣局は朝鮮總督の管理に屬し煙草・鹽・人蔘・阿片・麻薬類の專賣事務を行ふ。中央に專賣局、地方に地方專賣局等を置く。

(ニ) 稅務官署(朝鮮總督府稅務官署官制)

内國稅に關する事務は従來道財務部の所管であつたが、昭和九年五月財務部を廢止し特別地方官署たる稅務官署を設置し稅務監督局は内國稅に關する事務を監督し稅務署は内國稅に關する事務を執行することとした。

(ホ) 稅關(朝鮮總督府稅關官制)

税関は朝鮮總督の監理に屬し關稅・噸稅・移入稅・出港稅等に關する事務を掌る。下級官署として  
税關支署・税關監視署を置く。

以上の外朝鮮に於ける行政官廳としては警察官講習所・刑務官練習所・營林署・濟生院・癩療養所・  
中央試驗所・農事試驗場・水産試驗場・氣象臺・陸軍兵志願者訓練所・各種學校等の所屬官署がある。  
今朝鮮總督府及所屬官署(司法官廳を含む)の分課狀況を表示すれば別紙の如くである。

### 地方行政

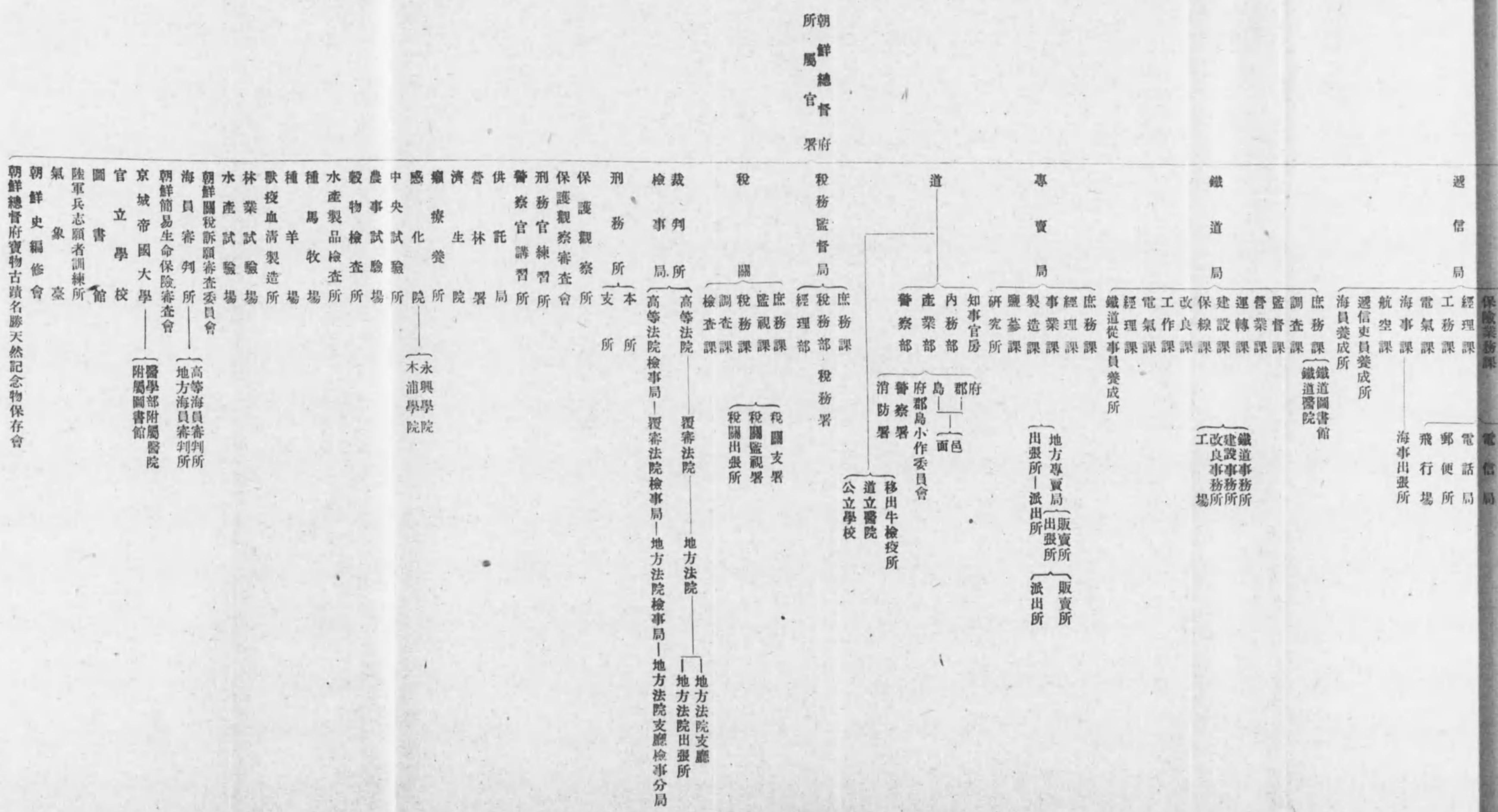
#### 道府郡島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・  
平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて二十府、二百  
十八郡、二島、七十七邑、二千二百七十一面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官  
廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・産業部・警  
察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務  
部は地方行政・學務・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を産業部は勸業一般事務を、警察部は警  
察・衛生の事務を分掌する。



# 督府及所屬官署分課一覽表

昭和四十二年一月一日現在



税關は朝鮮總督の監理に屬し關稅・噸稅・移入稅・出港稅等に關する事務を掌る。下級官署にして

公 共 團 體

道、從來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道稅・夫役現品・使用料又は手数料の賦課徵收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定数は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・砂防・勸業・教育・衛生・救濟及各種補助等である。而して其の主たる財源は道稅・使用料及手数料並に國庫補助金で、道稅の稅目は地稅附加稅・第一種所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・鑛稅附加稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動産取得稅である。

府、府制は大正二年十月之を發布したが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行した。

イ、府の區域、法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・晉州・海州・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興



清津・羅津である。

ロ、府の事務及府住民の権利義務。府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府税及使用料手数料。府税は國税たる地稅・營業稅・取引所稅・釐稅・道稅たる戸別稅・家屋稅・車輛稅・特別所得稅・不動産取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府税を課しない。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、府の機關及權限。府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。府尹は吏員を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以

て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有する。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年である。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民を爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府税年額五圓以上を納むる者が之を選舉する。選舉權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同様である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會を殆んど同様の權限を有する。

邑面。邑面制は大正六年十月發布せられ、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度を爲つたものである。

イ、邑面の區域。法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、現在に於ける邑の數は七十

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人であつて官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とする。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有するに共に、邑面の負擔を分任する義務を有する。

ハ、邑面税及使用料手数料 邑面税は國税たる地稅・營業稅・礦稅・地方稅たる戸別稅・家屋稅・不動產取得稅・車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地には邑面税を課しない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收することが出来る。

ニ、邑面の機關及權限 邑面長は邑面を統轄し之を代表するに共に邑面の事務を擔任する。尙邑長は邑面の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては、郡守又は島司の認可を必要とする。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長(邑長を以て之に充つ)及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申並に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の檢査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は、府會議員の選舉に於けるに同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民に爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長並に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校の教員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得る。

學校費 現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正した。

イ、學校費 朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議員 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議員の定員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴収及起債に關する事項等である。

學校評議員は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選擧する。

ハ、事業 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするが、郡島の財力には自ら限度があるから其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立小學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て既設小學校に簡易學校を附設經營する外稀に實業補習學校を經營するものもある。

學校組合 明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理したもので、本令は大正三年四月及昭和五年十二月に改正された。

イ、學校組合の設置 組合規約及組合員の權利義務 學校組合を設置せんとする場合は發起人區域(府

區域(府を除く)を定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を営む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有するに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會議決事項 學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選擧及被選擧資格は組合規約を以て之を定める。而して組合會議決事項概目は左の通りである。

- (一) 組合規約を變更する事
- (二) 歳入出豫算を定むる事
- (三) 決算報告を認定する事
- (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事
- (五) 不動産の管理及處分に關する事
- (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限でない
- (七) 法令に定むるものを除く外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴収に關する事
- (八) 組合債に關する事
- (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事
- (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會 組合員の數寡少なる組合其の他特別の事情ある組合に在りては、組合員の總會を以て組合會に代へ得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用する。

ニ、學校組合管理者 組合吏員 學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とする。管理者は名譽職たるを原則とするが、必要に依り有給を爲すことを得る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出来る。其の任免・懲戒處分等は管理

者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り、退職料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得、名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出来る。

ホ、學校組合の經費、組合費徴收及寄附又は補助。組合は營造物の使用に付使用料を徴收するの外、組合財産より生ずる収入其の他組合に屬する収入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收することが出来る。又組合は内地人の教育に關し必要な場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出来る。

ヘ、組合の監督。學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出来る。

尙左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金數等の設置管理及處分に關する事但し積立金數等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手数料・組合費及夫役現品の賦課徴收に關する事
- (六) 一時の借入金を爲す事
- (七) 繼續費を定め又は變更する事
- (八) 歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事。

### 府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、治く惠恤撫養の本義に副はしめることとなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救済に關する事業を行ひ來つたが、凶歉救済の資に充つべき利子収入に限り昭和十三年八月制令第二八號を以て公布された朝鮮羅災救助基金令に基き各道に於て設置した羅災救助基金特別會計豫算を通じて凶歉救済施設費に充つることとした。

### 三 財政

#### 歳計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、銳意刷新を圖つたが、積弊の致す所容易に清掃するこゝが出来ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出著しく増加し、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すこゝが出来なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計から一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸税の増徴並に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬこゝとした。處が、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する様になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に一千五百萬圓、同十一年度に一千五百六十萬圓、同十二年度に一千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、同十四年度及昭和

元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては一千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては一千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度以降同六年度に於ては各一千五百萬圓、同七年度及同八年度に於ては一千二百五十萬圓、同九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百十圓、同十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、同十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百七圓、同十二年度に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓、同十三年度に於ては一千二百九十萬九千九百十五圓、同十四年度に於ては一千二百九十萬四千三百十三圓の補充を受けて居る。

#### 朝鮮總督府特別會計歳入歳出

年 度	入			出		
	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
昭和五年度	110,057,540	37,672,243	147,729,783	186,632,827	33,056,956	219,689,783
同 六年度	110,311,377	33,601,000	143,912,377	186,632,827	33,295,134	219,927,961
同 七年度	119,556,998	40,863,699	160,420,697	164,284,806	55,855,821	220,140,627
同 八年度	184,481,578	47,545,771	232,027,349	170,097,396	61,929,333	232,026,729
同 九年度	331,588,338	56,696,244	388,284,582	195,555,339	79,276,344	274,831,683
同 十年度	340,463,437	49,803,987	390,267,424	210,991,070	79,276,344	290,267,414
同 十一年度	269,988,991	59,656,499	329,645,490	234,419,871	95,235,519	329,655,390
同 十二年度	334,446,911	103,107,375	437,554,286	266,453,840	158,669,941	425,123,781
同 十三年度	373,141,435	154,672,815	527,814,250	299,046,841	229,191,123	528,237,964
同 十四年度	426,173,244	239,926,804	666,099,948	336,381,669	329,728,239	666,099,908

國債

明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開発に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依るこゝし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法の公布あり、而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法の公布を見、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法の公布により、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は、前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後事業の進捗、計畫の變更に伴ひ八億四千五百萬圓に増大した。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き、總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つる様になつた。

租税

一、内國税

イ、所得税 本税は朝鮮所得税令に依り、朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付、

住所又は一年以上居所を有しない者に付ては (一) 朝鮮に資産又は營業を有するとき (二) 朝鮮に於て公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金 (東洋拓殖株式會社の預金を含む) の利子又は貸付信託利益の支拂を受けるとき (三) 朝鮮に本店を有する法人から利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與を受けるとき (四) 朝鮮に於て一時恩給又は之に類する退職給與の支拂を受けるとき の各號の所得に付本税を賦課するものであつて、第一種所得税第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は (一) 朝鮮に本店又は主なる事務所を有する法人の所得 (二) 所得税法施行地、臺灣樺太・關東州又は南洋群島以外に本店又は主なる事務所を有する法人であつて朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の稅率に依つて其の法人に之を賦課する。但し當分の内朝鮮支那事變特別稅令に依り括弧内稅率との差増額に相當する稅額を増徴する。本税の昭和十四年度に於ける收入豫算額は八百十九萬一千五百四十六圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人

百分の五 (事變特別稅百分の十二・二五)

朝鮮に本店を有しない法人

百分の八 (事變特別稅百分の十六・五)

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し遞次に各稅率を適用する。

一、普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を

以て算出した金額を超える金額

一、同百分の二十の割合を以て算出した金額を超える金額

百分の四 (事變特別税百分の四・四)  
百分の十 (事變特別税百分の十七)

一、同百分の三十の割合を以て算出した金額を超える金額

百分の二十 (事變特別税百分の二十二)

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く区分し各税率を適用する。

積立金又は本令に依り所得税を課せられない所得から

成る金額

百分の三 (事變特別税百分の五・二)

其の他の金額

百分の八 (事變特別税百分の十六・五)

第二種所得税は (甲) 朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金 (東洋拓殖株式会社) の利子又は貸付信託の利益、(乙) 税令第一條の規定に該當しない者の朝鮮の本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與、(丙) 朝鮮に於て支拂を受ける一時恩給又は之に類する退職給與に付、左の税率に依り之を賦課する。但し甲及乙の所得に對しては當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り下段の通り課税標準を區分の上括弧内税率に依り賦課する。其の昭和十四年度に於ける収入豫算額は百三十一萬四千四百四十二圓である。

甲 國債の利子

百分の一

國債の利子

利率年四分以下のもの

(百分の一)

國債以外の公債の利子

百分の二

利率年四分を超えるもの

(百分の一・三)

國債以外の公債の利子

利率年四分五厘以下のもの

(百分の二・二)

利率年四分五厘を超えるもの

(百分の二・六)

社債の利子

利率年四分五厘以下のもの

(百分の三・三)

利率年四分五厘を超えるもの

(百分の三・九)

其の他

百分の三 (百分の三・三)

乙、二萬圓以下の金額

百分の三

丙、二萬圓を超える金額

百分の六

十萬圓を超える金額

百分の十四

五十萬圓を超える金額

百分の二十

第三種所得税は、第二種に屬しない個人の所得に付左に掲げる税率に依つて之を賦課する、但し所得一千二百圓以上の者に對しては當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り括弧内税率との差増額に相當する税額を増徴する。本税の昭和十四年度に於ける収入豫算額は一千八百八十三萬九千四百九十七圓である。

所得金額

税率

支那事變に依る税率

八百圓以下の金額 百分の〇・三 (百分の〇・四)

所得金額

税率

支那事變に依る税率

八百圓を超える金額 百分の〇・四 (百分の〇・五)

所得金額	税率	支那事變に依る税率	所得金額	税率	支那事變に依る税率
千圓を超える金額	百分の〇・六(百分の〇・八)		三萬圓を超える金額	百分の九・五(百分の十二)	
千二百圓を超える金額	百分の一・〇(百分の一・三)		五萬圓を超える金額	百分の十一(百分の十四)	
千五百圓を超える金額	百分の一・五(百分の二)		七萬圓を超える金額	百分の十三(百分の十六)	
二千圓を超える金額	百分の二・〇(百分の二・五)		十萬圓を超える金額	百分の十五(百分の十九)	
三千圓を超える金額	百分の二・五(百分の三)		二十萬圓を超える金額	百分の十七(百分の二十二)	
五千圓を超える金額	百分の三・五(百分の四)		五十萬圓を超える金額	百分の十九(百分の二十四)	
七千圓を超える金額	百分の四・五(百分の五・五)		百萬圓を超える金額	百分の二十一(百分の二十七)	
一萬圓を超える金額	百分の五・五(百分の七)		二百萬圓を超える金額	百分の二十三(百分の二十九)	
一萬五千圓を超える金額	百分の六・五(百分の八・五)		三百萬圓を超える金額	百分の二十五(百分の三十二)	
二萬圓を超える金額	百分の八・〇(百分の十)		四百萬圓を超える金額	百分の二十七(百分の三十四)	

備考 一時恩給及之に類する退職給與及山林の所得及其他の所得と之を區分し前者に對しては支拂者を異にする金額毎に第二種丙の税率を適用して算出したる金額を以つて其の税額とし後者は其の所得を五分したる金額に對し右の税率を適用して算出したる金額を五倍したるものを以つて其の税額とする。

【減免規定】

- (一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免
  - 支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對しては概略左の通り減免せられる。
  - 一、所得金額決定後出征したる軍人及軍屬に付ては俸給及手當の所得額を從軍中の俸給及手當を算入せざるものに依り其の所得金額を更訂する。

- 二、所得金額決定後召集に應じ從軍したる軍人に付ては税令第十五條第一項第五號の所得額を從軍中の俸給及手當を算入せざるものに依り更訂する。
- 三、所得金額三千圓(同居の戸主及家族の所得を合算したるものに依る)以下の者召集に因り田畝の自作・營業・漁業及職業の所得額四分の一以上を減少したるときは其の所得額を更訂する(同居の戸主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ)。
- 四、出征軍人及軍屬並に應召軍人戦死したるときは所得税額中戦死の日以後に納期の終了する各納期分の税額は之を免除す、但し所得金額三千圓(同居の戸主及家族の所得を合算したる更訂前の金額に依る)を越ゆるものにして所得額中勤勞所得額が全所得額の二分の一を超へざるものに付ては此の限に在らず。

(二) 朝鮮臨時租税措置令に依る減免

- 一、法人の各事業年度の普通所得中留保したる金額が其の事業年度に於ける普通所得の十分の四に相當する金額を超過する場合に於て其の超過部分の全部又は一部に相當する金額を朝鮮總督の定むる方法に依り運用するときは朝鮮總督の定むる所に依り其の運用金額に百分の二・四五を乗じて算出したる金額に相當する所得税を輕減する。
- 二、朝鮮所得税令第二十八條の規定に依り指定したる物産の製造業に付其の設備を増設したる者は朝鮮總督の定むる所に依り設備増設の年及其の翌年より三年間其の増設したる設備に依る物産の製造業務より生ずる所得に付所得税を免除する。



朝鮮總督の指定する製造方法に依る物産の製造を開始したる者又は其の設備を増設したる者には朝鮮總督の定むる所に依り製造開始又は設備増設の年及其の翌年より三年間其の製造方法に依る物産の製造業務又は其の増設したる設備に依る物産の製造業務より生ずる所得に付所得税を免除す。

三、朝鮮總督は左に掲ぐる事項に付ては朝鮮所得税令に依る所得及朝鮮臨時利得税令に依る利益の計算に關し命令を以て特例を設くることを得

一、朝鮮總督の指定する國庫補助金の收入

二、朝鮮總督の指定する事業に關し研究を爲すに要したる支出

三、朝鮮總督の指定する事業の用に供する建物(工場用以外の建物を除く)、機械其の他の設備及船舶の價額の償却

ロ、地稅 昭和十四年度收入豫算額は一千三百五十萬二千二百六十八圓を算し、租稅收入豫算額一億八百四十九萬六百三十圓の一割二分強に當つてゐる。而して本稅は地稅令に依つて田(畑)番(田)柴(地)・池沼・雜種地及有料借地である社寺地に、土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登録した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收する。納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下であるときは第一期に於て其の全額

を徵收し、十錢以下であるときは之を徵收しない。

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲應召したる軍人(同居の戸主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ)の納付する自作田番の所得に著しき減少ある場合に限り其の年分の地稅に付て從軍の日以後に納期の終了する各納期分の地稅額の二分の一を輕減す。

(二) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

當分の内自作田番の所得が昭和十一年以前三年内の平均所得に對し二割五分以上減少したる者の納付する地稅を左記の割合に依つて輕減する。

減少割合が二五割分以上三割五分未満なるとき	田番地稅額の二割
同 三割五分以上五割未満なるとき	田番地稅額の三割
同 五割以上七割未満なるとき	田番地稅額の四割
同 七割以上なるとき	田番地稅額の五割

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員 (昭和十四年一月一日現在)

道名	段別				合計	地價	地稅	納稅人員
	田(價)	畚(田)	池沼	雜種地				
京畿道	一七、五二〇	三〇、八八九	一六、三三四	五、三三九	四〇、〇九八	一、七四一、四一九	三、七五二	
忠清北道	八四、四六五	七、七八二	六、五三八	一、七	一六、八三三	四六、九六四、四一九	一、七四一、四一九	
忠清南道	八、四四九	一六、三二〇	一、七三六	一、七	一〇、二五〇、七四一	七〇四、四六六	一、六九八、六六六	
全羅北道	六、三九一	一六、八五六	一〇、一六	九、五	二四六、八七七	一〇〇、二五〇、七四一	一、五〇三、七六一	
全羅南道	二〇、九七六	二〇、四七五	一六、七三二	九、六	四三、五八六	九〇、五二四、九七七	一、三五七、七三五	
慶尙北道	一七、七八一	一八、〇〇四	一五、七六	四、三	三九、〇三三	一、八八五、二四九	一、七八二、七八四	
慶尙南道	九、八八五	一七、〇〇六	二、〇三五	二、六	二、七、九〇七	一、九、九、六三五	一、八八九、九九四	
黃海道	四〇、六三三	一三、八五六	一三、四一〇	二、七	五、六、七四四	七、七、〇、一、八七六	一、一五九、五二八	
平安南道	三、八一	七、五三三	九、一五九	一、〇	四、九、〇、七六	八、五、七、一、八八三	五、七、八、五、七八	
平安北道	三、〇、四九五	八、九三三	八、八七八	七、一	四、〇、五、一八	三、〇、六、七、七	四、五、四、六、〇二	
江原道	二、五、五二五	八、六一七	八、八二九	一、三	三、四、九、一、三	三、六、二、五、三六	四、七、四、一、八八	
咸鏡南道	三、四、六四三	五、九八八	八、五五五	五、三	四、〇、六、七、七	二、〇、四、七、九〇八	三、五、七、九	
咸鏡北道	一、九、一六三	一、八、八八	三、九四三	三、二	二、五、二、七〇	一〇、一、八〇、四、四二	一、五、三、七〇六	
合計	二、七、四、七〇	一、六、五、九、七〇	一、四、〇、〇、八三	一、〇、六、七、二八	八、八、二、六	九、四、一、六、九〇、八〇三	一、二、五、三、三、三、八、八、二、八	

備考 一、地稅は道別地價の合計額に稅率を乘じて算出した。  
 二、段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたから合計額に於て符合しない。  
 三、〇は單位未滿のものである。

ハ、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲げる營業を爲す者に之を賦課す。

- 一 物品販賣業(動植物其他普通に物品と稱しないもの、販賣を含む)
- 二 銀行業
- 三 保險業
- 四 無盡業
- 五 金錢貸付業
- 六 物品貸付業(動植物其他普通に物品と稱しないもの、貸付を含む)
- 七 製造業(物品の加工修理を含む)
- 八 瓦斯供給業・電氣供給業
- 九 運送業
- 十 運送取扱業
- 十一 倉庫業
- 十二 鐵道業
- 十二 印刷業
- 十三 出版業
- 十三 旅館宿業(下宿を含み木賃宿を含まず)
- 十四 代理業
- 十五 仲立業
- 十六 寫眞業
- 十七 席貸業
- 十八 料理店業
- 十九 周旋業
- 二十 齒信託業

營業稅課稅標準及稅率

物品販賣業	課稅標準	稅率			
		甲	乙	丙	小賣
賣上金額	卸賣	萬分の二	萬分の四	萬分の六	萬分の八
	小賣	萬分の十	萬分の十二	萬分の十四	萬分の十六

營業名	課税標準	稅率	丙乙甲	
			丙	乙甲
營業	資本・金	三六	萬分の一	萬分の一
銀行	預金・借入金	三六	萬分の一	萬分の一
保險	資本・金	三六	萬分の一	萬分の一
無盡業	資本・金	三六	萬分の一	萬分の一
金貨	無盡業	三六	萬分の一	萬分の一
物品	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
製造業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
運送業・印刷業・出版業・寫眞業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
瓦斯供給業・電氣供給業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
倉庫業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
鐵道業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
請負業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
席業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
旅業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
運送業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
仲立業・問屋業・代理業	製造業	三六	萬分の一	萬分の一
備考	一、物品販賣業中、穀類・肥料・鹽・煙草・石炭・薪炭・白綿絲・石油・白綿布・砂糖及麥粉の卸賣に對	三六	萬分の一	萬分の一

しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用する。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用する。

二、製造業中の粗摺又は精米に對しては甲の稅率を、製粉・製絲・練棉・製油・紡織・人造絹又は製材に對しては乙の稅率を、其の他に對しては丙の稅率を適用する。

【減免規定】

(一) 昭和十二年制令第十七號に依る減免  
支那事變の爲召集に應じ従軍したる軍人(同居の戸主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ)に對しては營業稅額五十圓以下の者に限り召集に因り課稅標準額四分の一以上を減少したるときは之を更訂する。

(二) 朝鮮臨時租稅措置令に依る減免  
當分の内本令により營業稅の課稅標準額が平常課稅標準額に對し二割五分以上減少したるときは左の割合により營業稅を輕減す、但し(イ)營業稅額が百圓以上なるとき(ロ)法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき(ハ)法人の營業の利益が資本金額に對し年百分の七の割合を以つて算出したる金額を越ゆるときは輕減せられぬ。  
減少割合が二割五分以上三割五分未滿なるとき 營業稅額の二割  
同 三割五分以上五割未滿なるとき 同 三割

同	五割以上七割未満なるとき	同	四割
同	七割以上なるとき	同	五割

平常課税標準額は昭和十一年以前三年の平均課税標準額に依る但し昭和十二年一月一日より新に營業を開始したる者に對しては昭和十二年の課税標準額に依る。

二、資本利子税 本税は朝鮮資本利子税令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受ける者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種 公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金(東洋拓殖株式會社の預金を含む)の利子又は貸付信託の利益

乙種 第三種の所得に付納税義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子  
 税率は資本利子金額の百分の二なるも當分の内朝鮮臨時租税増徴令に依り税率百分の三としたる場合の差増額に相當する税額を増徴する。昭和十四年度に於ける本税の收入豫算額は百三十九萬五千二百九十三圓である。

ホ、法人資本税 本税は朝鮮法人資本税令に依り(一)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の資本(二)法人資本税法施行地・臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、朝鮮に資本を有するときは其の資本に付賦課するものであつて税率は資本額の千分の一を朝鮮支那事變特別税令に依り税率千分の一・二としたる場合の差増額に相當する税額を増徴する。  
 昭和十四年度に於ける本税の收入豫算額は七十八萬三千四百五十五圓である。

ヘ、外貨債特別税 本税は朝鮮外貨債特別税令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の外貨債利子額に賦課するもので外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年五分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年五分五厘に相當する金額を越ゆる金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の税額とするのである。昭和十四年度に於ける本税の收入豫算額は二千六百六十二圓である。

ト、鑛税 本税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業者に之を賦課し、鑛産税は鑛産物の價格百分の一の割合を以て課し(金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鑛)鑛區税は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未満の端數は之)。但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登録のあつた月より起算して三年間は上記の半額とする。昭和十四年度に於ける本税の收入豫算額は二百五十七萬七千六百圓である。

【減免規定】  
 鑛産税に付ては朝鮮臨時租税措置令に依り時局に鑑み特殊重要鑛産物の増産を奨励する趣旨の下に左に掲ぐる鑛物に付新に鑛業權の設定せられたる場合又は昭和十二年の鑛物産出量を超過したる場合は鑛産税を免除する。

銅鑛・亞鉛鑛・タングステン鑛・水鉛鑛・硫化鐵鑛・黑鉛・ニッケル鑛・雲母・螢石・石油。

チ、相續税 本税は昭和九年六月に創設せられたのであるが、昭和十三年三月從來の財産所在地課税主義を改め相續開始地綜合課税主義を採ることになつたものであつて、被相續人が朝鮮に住所を有する

ときは相續財産の所在地の如何に拘らず總ての相續財産を綜合して課税することとした。其の課税標準税率課税區分方法等は概ね内地と同じで、昭和十四年度に於ける本税の收入豫算額は七十六萬五千三百四十圓である。

リ、臨時利得税 本税は朝鮮臨時利得税令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の利得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては朝鮮に資産又は營業を有するときはその利得に賦課するのであつて(一)法人の利得税(二)個人の利得税に分れる。

(一)法人の利得税 (イ)朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の利得(ロ)臨時利得税法施行地臺灣・樺太又は關東州外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる利得に付左の税率に依つて其の法人に之を賦課する。

甲種 利得 利得金額の百分の二十

乙種 利得 利得金額の百分の四十 (資本金額十萬圓以下なる法人に限り百分の三十)

本税の昭和十四年度に於ける收入豫算額は四百八十五萬八千三百三十八圓である。

(二)個人の利得税 朝鮮營業税令第一條に掲ぐる營業(礦業を含む)に因る個人の利益が昭和十一年以前三箇年の平均利益を超過する場合に其の超過額を以て普通利得とする。但し營業の利益が一萬五千圓以上なる場合に於て利得金額一千圓未滿なるときは又は營業利益が一萬圓未滿なる場合は課せられない。

船舶及礦業に關する權利若は設備は讓渡に因る收入金額より取得價格、設備費、改良費及讓渡に關する必要の經費を控除したる金額を以て讓渡利得とする。税率は左の通である。

普通 利得 利得金額の百分の十八

讓渡 利得 利得金額の百分の二十三

本税の昭和十四年度に於ける收入豫算額は三百五十九萬六千八百九十五圓である。

又、利益配當税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り朝鮮に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に賦課し配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超過する金額の百分の十、同年一割の割合を以て算出したる金額を超過する金額の百分の十五に相當する金額を以て其の税額とする。

本税の昭和十四年度收入豫算額は七十七萬五千五百九十三圓である。

ル、公債及社債利子税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り朝鮮に於て支拂を受くる公債又は社債の利子に付賦課し利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を超過する金額の百分の十五に相當する金額を以て税額とする。

本税の昭和十四年度收入豫算額は七萬四千三百三十五圓である。

ヲ、通行税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り汽車、電車及汽船の乗客に對して賦課する。

本税の昭和十四年度收入豫算額は百二萬九千四百四十七圓である。

ワ、入場税及特別入場税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り入場税は左に掲ぐる第一種の場所に入場する者又は第二種の場所の設備を利用する者に賦課する。特別入場税に付ては運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に賦課するもので税率は共に入場料の百分の五である。昭和十四年度收入豫算額は入場税十九萬三千四百十五圓、特別入場税二千三百十四圓である。

第一種

一、演劇、活動寫眞、演藝又は觀物（相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む）を催す場所

二、競馬場

三、博覽會場、展覽會場、遊園地及遊覽所

第二種

一、舞踏場、麻雀場、撞球場

二、ゴルフ場、スケート場

カ、物品税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り左に掲ぐる物品に賦課し、第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より搬出せられ

たる物品の價格又は數量に應じ製造者より毎月分を翌月末日迄に徴收する。但し保税地域より引取らるる第一種の輸入物品及第二種又は第三種の輸入物品に付ては引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取人より引取の際之を徴收する。税率は次の如くである。

第一種

甲類 貴金屬製品其他

乙類 時計萬年筆等

第二種

甲類 寫眞機樂器等

乙類 ラヂオ受信機、化粧品等

第三種

一、燐寸

二、酒類

イ 清酒、黃酒、白酒、味淋及麥酒

ロ 燒酎

ハ 其の他の酒類

財政

物品の價格百分の十五  
物品の價格百分の十

物品の價格百分の十五  
物品の價格百分の十

千本に付 五錢

一石に付 八圓  
一石に付 三圓四十錢  
一石に付 十二圓

三、飴、葡萄糖及麥芽糖

イ 麥芽糖化の方法に依り製造したる飴 百斤に付 一圓十錢

ロ 其の他の飴並に葡萄糖及麥芽糖 百斤に付 一圓五十錢

本税の昭和十四年度收入豫算額は九百八十六萬七千六百九十九圓である。

ヨ、建築税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り(一)居住の用に供する家屋(二)料理店業、席貸業又は貸座敷業の用に供する家屋(三)演劇・活動寫眞・演藝又は觀物(相撲・野球・拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)の開催の用に供する家屋の建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の十に相當する金額を以て税額とする。但し建築價格一萬圓未滿の家屋なる場合は課せられない。

本税の昭和十四年度に於ける收入豫算額は十七萬二千五百十四圓である。

タ、遊興飲食税 本税は朝鮮支那事變特別税令に依り料理店・貸席・旅館・貸座敷等の場所に於て遊興及飲食に賦課する。

税率は前掲の場所の經營者が花代・揚代・飲食料・席料其の他名儀の何たるを問はず遊興又は飲食を爲したる者より領收すべき合計金額の百分の十なるも藝妓の花代に付ては百分の十四とする。但し一人一回の金額が五圓に滿たざる場合は課せざるも藝妓の花代に付ては一人一回五圓に滿たざるも課せらる。

らる。

本税の昭和十四年度收入豫算額は三百三萬百二十八圓である。

レ、酒税 本税は酒税令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算額二千四百八萬六千二百五十三圓である。

本税令に於て酒類を稱するは酒精及酒精分一度以上を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

一 釀造酒 清酒・濁酒・麥酒と稱する類にして醱其の他の醱酵液より製成したもの

二 蒸餾酒 燒酎・高粱酒・酒精と稱する類にして醱其の他の醱酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸餾して製成したもの

三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨蜜酒と稱する類にして釀造酒又は蒸餾酒の一種と他の釀造酒若し蒸餾酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したもの

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依つて酒税を課する。

一 釀造酒	朝鮮酒たる濁酒	一石に付	三圓四十錢
	朝鮮酒たる藥酒	一石に付	十圓
	麥酒	一石に付	十圓
財政			四五

其の他の醸造酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付

三十三圓

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの

一石に付

〔三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額〕

二 酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの

一石に付

十五圓

原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの

一石に付

〔十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一箇毎に八圓を加へたる金額〕

原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの

一石に付

〔二十三圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額〕

原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの

一石に付

〔三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓二十錢を加へたる金額〕

三 酒 精

四 再 製 酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの

一石に付

三十三圓

原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの

一石に付

〔三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額〕

ソ、清涼飲料税 本税は清涼飲料税令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算額は五十六萬五千七百五十二圓である。

本税令に於て清涼飲料と稱するものは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。

清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對し製造場より搬出せられ又は保稅地域より引取らるるものに對し其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依つて清涼飲料税を課する、但し當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り括弧内稅率にて増徴する。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢 (三圓三十五錢)

第二種 其の他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢 (八圓二十五錢)

第三種 壘詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

三圓 (四圓五十錢)

ツ、砂糖消費税

本税は砂糖消費税令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算額四百十萬八千九百五十九圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より取引るべき其の引取人より左の割



合に依つて砂糖消費税を徴収する。但し當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り括弧内税率にて増徴する。

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

甲 樽入黒糖

百斤に付九 十 錢(事變特別税一圓四十五錢)

乙 樽入白下糖 但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は一部の新式機械に依つて製造したるものを除く  
百斤に付一圓八十錢

丙 其の他のもの

百斤に付二圓二十五錢(事變特別税三圓四十五錢)

第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖

百斤に付四圓五十五錢(事變特別税五圓七十五錢)

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖

百斤に付六圓七十五錢(事變特別税七圓四十五錢)

第四種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖

百斤に付七圓七十五錢(事變特別税八圓九十五錢)

第五種 氷砂糖・角砂糖・棒砂糖其の他類似のもの

百斤に付九圓五十錢(事變特別税十一圓十五錢)

二 糖蜜

第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの

百斤に付二圓七十錢(事變特別税三圓六十五錢)

乙 其の他のもの

糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付七圓七十五錢  
(事變特別税八圓九十五錢)の割合を以て算出したる金額

第二種 甜菜を原料として砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の五十を超えざるもの

百斤に付四 十五 錢(事變特別税七 十 錢)

乙 其の他のもの

百斤に付一圓十五錢(事變特別税一圓七十錢)

第三種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの

百斤に付九 十 錢(事變特別税一圓四十五錢)

乙 其の他のもの

百斤に付二圓二十五錢(事變特別税三圓四十五錢)

三 糖 水

百斤に付六圓七十五錢(事變特別税七圓四十五錢)

ネ、揮發油税 本税は揮發油税令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算は百五十八萬九百二十四圓である。本税に於て揮發油を稱するものは攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ。但し石炭・亞炭・油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油を除く。製造場又は保税地域より揮發油を引取るに引き取人より左の割合に依つて揮發油税を徴収する。

一キロリットル 十三圓二十錢

ナ、骨牌税 本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及

朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在つては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸移出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌税を免除せられる。尙本稅の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢である。

ラ、取引所稅 取引所稅は取引所稅令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算八十七萬五千三百九十六圓である。取引所稅は株式組織の取引所に賦課する取引所稅ミ會員又は取引員に賦課する取引稅より成つてゐる。取引所稅は賣買手数料に對し、取引稅は賣買各約定金高に對し毎月分を翌月末日迄に徵收する。稅率は左の割合に依る。但し當分の内朝鮮支那事變特別稅令に依り括弧内稅率との差増額に相當する稅額を増徴する。

取引所稅 賣買手数料收入金額の百分の十  
取引稅

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以つて履行期  
ミ爲すべき取引に屬するもの 萬分の〇・六

乙 其の他のもの 萬分の〇・八

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以つて履行期  
ミ爲すべき取引に屬するもの 萬分の一・五 (事變特別稅萬分の二・二)

乙 其の他のもの 萬分の二・〇 (事變特別稅萬分の二・七)

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ履行期に於てのみ差金の授受に依りて決済を爲し得る取引に屬するもの 萬分の一

乙 其の他のもの 萬分の二

賣買を解約するも取引稅は免除せず(國債證券の賣買取引には取引稅を課せず)

ム、登録稅 本稅は朝鮮登録稅令に依つて(一)不動産に關する登記を受けるとき(二)船舶に關する登記を受けるとき(三)信託財產たる不動産又は船舶を受託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得の登記を受けるとき(四)船籍の登録を受けるとき(五)海員の身分に關する登録を受けるとき(六)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・自動車交通財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受けるとき(七)商會社其の他營利を目的とする法人が登記を受けるとき(八)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき(九)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき(十)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受けるとき(十一)漁業權に關し漁業權原簿に登録を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものと爲したのである。其の内主なる不動産に關する登記を受ける者に對しては左記の區別に従つて之を賦課する。

- 一 相続に因る所有権の取得は不動産価格の千分の五
- 二 贈與・遺贈其の他無償名義に因る所有権の取得は不動産価格の千分の四十
- 三 前各號以外の原因に因る所有権の取得は不動産価格の千分の三十
- 四 所有権保存は不動産価格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因つて受ける不動産価格の千分の五
- 六 地上権・永小作權又は賃借權の取得は存続期間十年以下は不動産価格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超えたるものは千分の二十、存続期間の定なきものは千分の一、存続期間の定なきもので民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
- 七 地役權の取得は要役地價格の千分の一
- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
- 九 先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
- 十の一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
- 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格の千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
- 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
- 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
- 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
- 十四 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の千分の一

ウ、印紙税 本税は印紙税令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課す。但し當分の内朝鮮支那事變特別税令に依り物品切手に關する印紙税は印紙税法第四條第一項第二十八號の規定に拘らず一通毎に左の區別に依り納付することとなる。

記載金高三圓以下のもの	三 錢
同 五圓以下のもの	十 錢
同 十圓以下のもの	三十 錢
同 二十圓以下のもの	六十 錢
同 三十圓以下のもの	九十 錢
同 五十圓以下のもの	一圓五十錢
同 百圓以下のもの	三 圓
同 百圓を超ゆるもの	百圓又は其の端數毎に三圓

記載金高なきもの

三 錢

**中、朝鮮銀行券發行稅** 本稅は朝鮮銀行法に據つて朝鮮銀行が正貨準備發行高及一億萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に依つて朝鮮總督の認可を受け、國債證券其の他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するに當り、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合（合は其の時々）を以て之を賦課する。昭和十四年度に於ける本稅豫算額は二萬四千二百六十八圓である。

**徵收** 國稅の徵收は國稅徵收令の規定する所に據る。而して徵稅機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行させ、特に定めた稅種に限つて、府邑面をして徵收させて來たが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたのである。徵收の方法は略内地に同じく、府邑面をして徵收させる稅目は國稅徵收令施行規則の規定に依つて第三種所得稅・地稅・營業稅・乙種資本利子稅・個人臨時所得稅とし、其の他の國稅は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徵收する。但し府邑面をして徵收せしめる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしめるのを便利であるに認めるときは直接稅務署に於て徵收し得るのである。

二、關稅

**イ、輸入稅** 朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明した十年間關稅據置の宣言に基いて、舊韓國政府と通商各國との協定に成つた關稅を踏襲して來たものであるが、大正九年八月二十八日右期

間滿了と共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至つたのであつて、朝鮮は内地其の他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、朝鮮に於ては其の産業、民度其の他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其の他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅したのである。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へた。越へて昭和十三年には鮮滿陸接國境地域に於ける經濟開發の促進を圖る爲、國境河川に跨る橋梁・水力發電設備等に要する特定物品に對し免稅特例を設け、又同十四年は旱害對策及食糧對策の一項目として、粟・高粱及小豆に對し同年九月一日より向ふ一年間之が輸入稅を免除することとしたのである。昭和十三年度中に於ける輸入稅收入額は一千百十七萬四千七百十八圓である。

**ロ、移入稅** 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることゝを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したが、朝鮮に於て

は大正九年度の財政計畫に當つて、政費の膨脹を來し、朝鮮歳入中の主要財源である移入税を撤廢するこゝが出来ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行するこゝが出来なかつたばかりでなく、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入税の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品であるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲、税率の三分の一を減じて之を從價五分としたのであるが、最近財界の好轉に伴ふ一般歳入の自然増加及昭和九年度より實施の税制整理に依る増收、産業界好況等に依り昭和十二年移入税の輕減及廢止に關する制令を公布し、昭和十二年度以降十五年迄の四箇年間に於て過渡的に從來の税率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢するこゝとしたのである。

尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正九年移入税の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入税、消費税及出港税に關係のない貨物は沿岸何れの地でも出入するこゝの出来る様にし、移入税、消費税及出港税に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に税關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て鮮内重要諸港の自由交通に支障のない様にしたのである。昭和十三年度中に於ける移入税収入額は五百五十八萬五千九百七十五圓である。

三、噸税

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關稅と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課税したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依るこゝに改めるこゝ同時に、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課さないこゝにしたのである。昭和十三年度中に於ける噸税収入額は七萬六千五百十三圓である。

四、出港税

出港税は内地・臺灣又は樺太に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對し、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとする。其の課税物件及税率は左の如くである。

一、課税物件 移出先に於て内國税を課する物品、但し揮發油、朝鮮支那事變特別稅令第三十七條に掲ぐる物品にして朝鮮總督の指定したるもの及移出先に輸入する場合に内國税を課さない物品で朝鮮に輸入したものを除く

税率 移出先に於ける内國税の税率と同一の税率

二、課税物件

朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の税率より低い税率に依つて輸入税を課し又は朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若ば無税と爲した物品

税率

輸入税を免除し又は無税と爲した物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と同一の税率、其

他の物品に在つては移出先に於ける輸入税の税率と朝鮮に於ける輸入税の税率との差に相當する税率

三、課税物件 帝國內に於て製造した左記織物製品、但し既に使用したもの及び移出先に於て内國税を課さない織物を以て製造したものを除く

衣服・帽子・帯・足袋・蚊帳・浴巾・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團及寝具

四、課税物件 課税物件の原料として使用した織物の價格の百分の九

朝鮮に於て砂糖又は糖水を原料として製造した菓子又は糖果中に含有する蔗糖

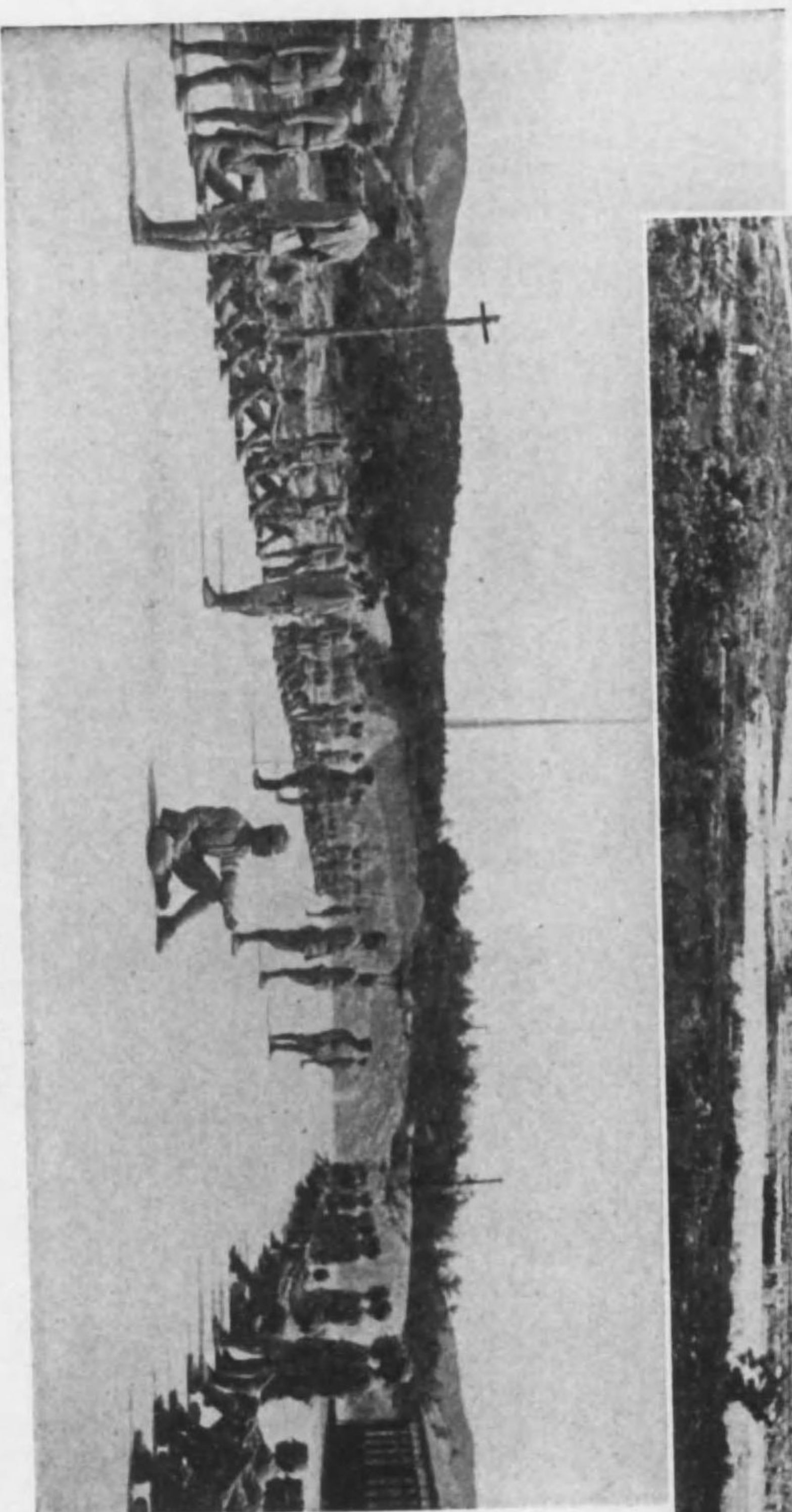
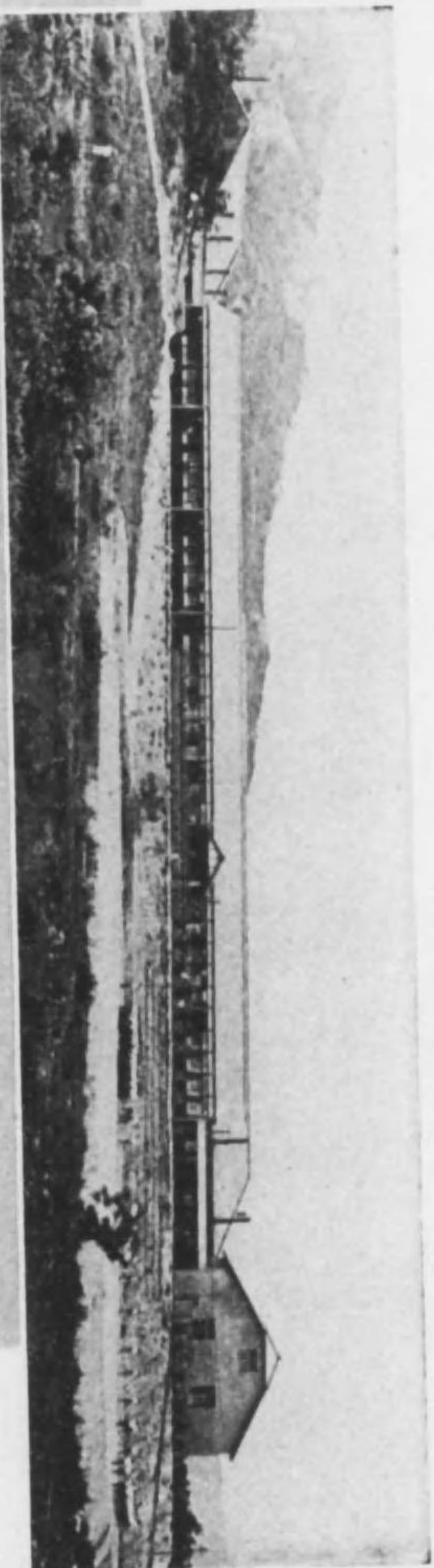
五、課税物件 朝鮮に於て餡・薄荷糖又は麥芽糖を原料として製造した菓子又は糖果

税 率 百斤に付 二圓

昭和十三年度中に於ける出港税収入額は二十六萬三千九百六十七圓である。



公立小學校



練教之所練訓兵願志

#### 四 教 育

朝鮮に於ける教育は從來内地人ニ朝鮮人ニ付其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廃するの機運に達し、大正十一年普通教育に付てのみ國語を常用する者(主として内地人)ニ國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分ち、其の他の實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては總て内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至つた。而して普通教育に在りても、特別の事情ある場合は内鮮人相互に入學し得るの途を開いた。然るに半島の實情ニ時勢の進歩は愈々著しきものあるに鑑み、昭和十三年普通教育に付ても、内鮮人に依る教育機關の區別を撤廢せらるゝに至り、朝鮮に於ける教育は殆んど全く制度上内地に於ける教育に比較し何等の差等なきこととなつた。

#### 普 通 教 育

從來國語を常用する者(主として内地人)の教育は、明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢として、爾來各地にもその設立を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達した。而して其の前年統監府は小學校規則を發布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を發布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者



の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育と何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略内地と同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の入學を認むることとした。又國語を常用せざる者の教育としては、古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし、京城に成均館及四學があつて一國の最高學府とし、各府郡に郷校、各所に書堂があつて教育の機關と爲されて居た。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したが、此等は悉く日本の制度を模倣したもので、當時の民度に適合しなかつたのみならず、其の運用亦宜きを得なかつた爲め見るべき效果なく、既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府の開かるゝや其の指導下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に本府は各般に互りて制度の改革を行つたが、教育事業は國家百年の大計であるが故に、時勢の趨向、民度の實際を考慮して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を發布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行つた。處が、時勢の進歩と向學心の旺盛とは再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制

全般に互りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内地人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至つた。然し乍ら内地人と朝鮮人は風俗習慣自ら其の趣を異にするものがあるから、國語を常用せざる者(主として)の教育は此等の事情に鑑みて教科目其他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖つた結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎなかつたが昭和十二年には二千六百一校に上り、九十萬一千八百八十二人の生徒を有するに至つた。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられた臨時恩賜金と利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめたが、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に大正九年十一月朝鮮學校費令の制定施行を見たのである。此の外初等普通教育機關の普及を補足する目的を以て昭和九年度より新に簡易學校の制度を設け之を公立普通學校に附設せしめて簡易卑近なる程度に於て修身・國語及朝鮮語・算術・職業等を授け來つた。

然しながら朝鮮の實情は諸般の事情に於て舊時の面目を一新するものあるに至り、一面内外の情勢は一層皇國臣民育成を強化するの緊切なるものあるに至つたので、昭和十三年三月朝鮮教育令を改正して

普通教育に於ける國語を常用する者。然らざる者に付教育機關を區別したる制度を廢止し、兩者孰れも小學校令、中等學校令及高等女學校令に依る教育を施すことに改め、之と共に小學校規程、中學校規程、高等學校規程には全面的改新を加へて、内鮮人に依る課程上の差異は全く設けざることをし、國體明徴、内鮮一體、忍苦鍛鍊の朝鮮教育三大綱領に則り、眞に皇國臣民の本質に徹せしむべき教育を施すこととなつた。最近に於ける普通教育機關及兒童生徒數は次の如くである。

學 校 別	學 校 數	職 員 數	兒 童 又 は 生 徒 數	
			内地人	朝鮮人
官立小學校	一〇	九一	六一八	三〇六〇
公立小學校	三二一〇	一六七五二	九〇〇〇六	一、〇〇四、六四五
私立小學校	一〇〇	六七九	一	四四、九九九
公立小學校附設簡易學校	一、四五	一、三三九	二	一、〇九四、六八四
公立中學校	三七	七〇七	七九五四	七六、一九〇
私立中學校	一三	二六八	一	一〇、三二七
公立高等女學校	四三	五八九	一一、三六七	七、五五一
私立高等女學校	二	二二〇	六八九	四、三〇八
私立高等女學校	二	二二〇	六八九	四、三三二
備考 公立小學校朝鮮人兒童數	欄中	×印は外國人にして外書とす。	六八九	五、〇四一
計			六一八	三、〇六〇
			九〇〇〇六	一、〇九四、六八四
			一	四四、九九九
			二	一、〇九四、六八四
			七九五四	七六、一九〇
			一	一〇、三二七
			七、五五一	七、五五一
			四、三〇八	四、三〇八
			六八九	五、〇四一

書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關で、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したものであるが、其の數各道に互つて頗る多く、遽に廢止し得ない事情に

あるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學校を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十四年三月末書堂數五千二百九十三、教員數五千八百三十二人、生徒數十七萬二千四百五十六人である。

幼稚園 幼稚園は昭和十三年五月末に於ける公私立併せて園數三百三十七、兒童數二萬一千百四人である。

### 實業教育及専門教育

實業及専門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等があり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定はなかつたが、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で同四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並に朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に、實業教育・専門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、専門教育は専門學校令に依ることとした。

近來普通教育の普及に伴つて實業及専門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新

教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所はない。

(昭和十三年五月末現在)

種別	學校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	二五四(三三〇)	一、三八八
公立專門學校	二	三五(七六)	五七七
私立專門學校	八	二四五(三二七)	二、四〇八
官立工業學校	一	二四(四〇)	二六七
公立工業學校	一	一一	一七二
公立農業(農林・農畜)學校	三六	四二八(四六三)	八、三四七
私立農業學校	一	四	六〇
公立商業(商工)學校	一八	三〇五(三三五)	七、〇三七
私立商業學校	八	一二七(一三七)	三、八二〇
公立水産學校	三	三四(四二)	二六九
公立職業學校	六	八九(一一一)	一、四五三
私立職業學校	三	四五	九〇六
公立實業補習學校	一二四	三七三(四八六)	六、六六七
私立實業補習學校	一一	三四(四六)	七四六

備考 實業・專門・教育に於ける職員數中括弧内ものは兼務者を含む。

### 大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定め、大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り、同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設したが、昭和九年度よりは内地高等學校同様其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆んど同様であつて、内鮮人共學であるが、各學部に於ては其の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究をも爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を爲し、大に其の特色を發揮せんとしてゐる。

尙時勢の進運に伴ひ朝鮮に於ける産業經濟の急激なる躍進特に國策に對應する諸工業の勃興地下資源の開發、動力資源の利用等の急務なるに鑑み、之が攻究の中樞機關として昭和十六年度より新に理工學部を設置することとし、昭和十三年度より右學部に進むべき豫科生徒の増容をなしたり。

昭和十三年五月末大學職員六百二十四(六四五)人、學生五百一人、豫科職員四十五(六二)人、生徒五百十四人である。

師 範 教 育

師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來朝鮮の實狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定である。昭和四年四月其の制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。尙昭和十年四月新に京城女子師範學校、同十一年四月に全州師範學校、同十二年四月に咸興師範學校、同十三年四月に光州師範學校及公州女子師範學校、同十四年四月に春川師範學校の設立を見、同十三年五月末では職員二百五十七人、生徒四千九百五十九人を算する。

在 内 地 朝 鮮 學 生

内地に於て勉學する朝鮮學生は九千八十六名（昭和十三年十月一日現在）であつて、之を地方別にすれば、東京在學者六千九百八十三名、地方在學者二千百三名で、之等學生中最も多數を占むるは、上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部其他に於て法政經濟等を修學する者である。之等在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたが、大正九年十一月に従前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を舉げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとした。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめたが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたのである。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へてゐる。

朝 鮮 美 術 展 覽 會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年々共に隆盛に向ひ、第十回展覽會は昭和十四年六月新装の美術館に於て開催、出品總數一千百六十三點に達し、中入選東洋畫七十點、西洋畫百八十點、工藝品七十一點、彫塑十二點を出し、會期中觀覽者總數四萬五千百三十八人に及んだ。回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

朝 鮮 總 督 府 陸 軍 兵 志 願 者 訓 練 所

施政三十年隱微の裡に培はれた半島の民心は、滿洲事變を経て支那事變勃發するに及んで益々醇化の度を増し、愛國的熱情はこゝに澎湃として湧き起つた。此の眞摯なる愛國の赤誠天に通じ誕生したものが陸軍特別志願兵制度である。

本制度は昭和十三年二月發布せられ同年四月より施行せられた陸軍特別志願兵令に依るものであるが然し朝鮮現在の風俗・習慣・民度を以てしては直ちに兵として採用するを得ない事情にある。爲に總督府では官立の陸軍兵志願者訓練所を新設し、本所を修了した者が兵としての採用資格を與へらるゝこととした。同所の訓練期間は六箇月で毎年六月入所の者を前期生十二月入所の者を後期生と稱してゐるが前期修了生は現役歩兵に後期修了生は第一補充兵として入營又は召集せられるのである。本府は勅令の發布あるや直ちに訓練所生徒募集に着手し昭和十三年度四百名（前期後期各二百名）を採用した。處が鮮内はいふに及ばず鮮外各地の半島同胞約三千名の應募者殺倒し、昭和十四年度には採用人員を六百名（前期後期各三百名）に増員したに對し、約一萬二千三百名の半島青年が熱誠を以て應募した有様である。而して同訓練所では嚴格なる規律の下に學力や技術よりも寧ろ精神道場として半島青年志願者の育成に當つてゐる。昭和十三年前期を修了し現役歩兵となつた者の中約半數は現在北支に従軍、一般兵に伍して何等遜色なき武勳を立て、居り、其中既に二柱の護國の英靈を出し（昭和十四年九月現在）内鮮一體精神の具現者として興亞の礎石を打ち建ててゐる。

### 社 會 教 化

#### 一、地 方 改 良

イ 優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績

優良にして他の模範となるものを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付しつゝあるが、之は以下叙述する所の社會教化諸施設に相俟つて、多大の成績を擧げつゝある。

ロ 勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・吹・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事し、又冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節約して之を貯蓄せしめたが、効果は見るべきものがある。

ハ 篤志者の表彰 大正三年以降面長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良で他の模範となる者及産業・土木・教育・救済其の他公共事業に功勞があつて地方の儀表たるに足る篤行者に就いて、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資してゐる。

#### 二、郷 校 財 産

郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成り、公共的性質を有してゐて、殆ど不動産である。現行の郷校財産管理規程は専ら文廟の維持に社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして之を管理せしむるに依つてゐるが、其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽いて決定することとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

#### 三、社 會 教 化

教 育

イ 民心作興 民衆教化の基調を物心兩方面に置き農山漁村に於ける經濟更生運動に多大の努力を拂ひつゝある一方精神方面の指導には特に意を用ひ、各種の施設を講じ來つたが更に宗教を振起して民衆に信仰心を培養せしむるこゝし、之が具體策樹立のため從來宗教家・教育家・教化事業關係者を招致して屢々意見の交換を行ひ一方宗教家及名士の巡回講演並にラヂオ放送等を行ふ外、冊子の印刷頒布、映畫會の開催等を実施して居る。支那事變發生以來は、一層之等の諸施設を強化擴充して、時局認識、銃後奉仕觀念の喚起等に資しつゝある。

ロ 青少年の指導 朝鮮に於ける青年團は現在約四千、團員數約十七萬人であるが、從來動もすれば民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るゝものが少くなかつた。斯くては青年團本來の使命に副はないのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを善導誘掖して社會奉仕、地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團に對しては昭和七年度より助成金を交付して居る。昭和十三年には全鮮各道の聯合青年團を統合して朝鮮聯合青年團の結成を見、茲に朝鮮の青年團指導は完璧の域に達した。

次に少年府に對しては、少年團健兒教育法によつて社會訓練並に内鮮一體の素地を培養するこゝし、之が教育指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏少年團指導者實修所を開設し來り、昭和十四年度に於ても七月右指導者實修所を金剛山に開設して實修を行ひ六五名の修了者を出し（まゝにして學校關係者）すでに昭和七年以來此の實修を修了せる者約五百名に及んで居る。本府に於ては將來此の教育運動に對して可及的助長を圖る方針である。

ハ 青年訓練所 朝鮮に於ては昭和四年十月青年訓練所規程の發布を見、爾來各地に訓練所設立せられて堅實に發達しつゝあつたが、昭和十三年關係規程を改正して、其の内容を青年學校と同様ならしめ、大に其の充實向上を期するこゝしした。現在公立訓練所一〇六、私立訓練所一二、合計一八であるが、將來益々之が普及を圖る方針である。

ニ 巡回講演 社會教化に關する講演は、學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風改善・勤儉貯蓄の奨励・民力涵養等に資してゐるが、支那事變發生と共に、一般民衆に對し特に時局の認識、帝國の方針等を徹底せしめ、内鮮民一致團結して難局の克服打開に邁進すべき覺悟を新にせしむる目的を以て、内鮮知名の有力者多數を囑託して、數次巡回講演を爲さしめ多大の効果を收めつゝある。

ホ 中堅青年修練所 中堅青年の養成に付ては、昭和六年以來毎年春秋二回づゝ講習會を開き、各道亦之に倣つて同様の施設を行ひ來つたが、一層之が徹底を期するため、昭和十四年四月百濟の舊都たる忠清南道扶餘に中堅青年修練所を設置し、各道より、中堅青年・青年團指導者・精神總動員指導者・婦人團體指導者等を收容し、何れも二個月づゝ強力なる訓練を施しつゝある。

へ 國語の普及 一般民衆に可及的國語の普及獎勵を圖るため、「國語教本」を編纂配付し、講習會を行はしめつゝあるが、昭和十三年度の実績は、配本數及受講者數各三十萬、講習會開設數三千個所に達した。

ト 郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學に依つて廣く行はれた郷約なる社會制度は、元來支那宋代の制度を移し、民風改善・相互扶助等を目的とするもので、よく一般の人心を支配し、效果尠なからざるものがあつたに鑑み、其の精神を復興助成し、時代に即したる機構として之が普及を獎勵することとした。而して今地方に行はれて居る改良團體、振興團體は殆ど郷約精神を基調とせるものである。

チ 婦人の教養施設獎勵 青少年の教化、生活改善等は一家の主婦である婦人の力に依つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ充分ならざるものがあるので、其の教養施設の普及獎勵を講じ、一面婦人の社會的地位向上を期するに同時に、彼等の自覺を喚起する事に努め、其の優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることとして居る。

リ 小冊子の刊行 社會教化の一助として適切なる小冊子を隨時刊行して、各種團體及一般に頒布してゐる。其の種類は各方面に亘つて居るが、社會一般に與へた裨益は蓋し少くない。

ヌ 映畫 最も平易に而も多數人に内外事情を理解せしむるには映畫を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、産業・教育・社會事業等の一斑を

映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光文物其の他模範すべき事物を朝鮮に紹介して内鮮一體化の促進に資し、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるのであるが、映畫は教化方面に最も有効の施設であるから益々此の方面に利用することに努めてゐる。

#### 四、生活の刷新

イ 生活の簡易化 刻下の非常時局に處して生活の刷新を圖るに、先づその基調となるものは、生活様式の簡易合理化である。依つて本府に於ては、衣は色服、食は簡單團樂、住は清潔いふことを以て之が基準様式を爲し、之が一般普及及實行の徹底を期して居るが、效果促進のため社會教化諸團體、婦人團體等を動員して或は冊子、ビラの刊行頒布、或は巡回講演、座談會等を実施する外、國民精神總動員朝鮮聯盟も本運動に乗出し、非常時生活改善基準を制定普く之が實行を促した結果社會各層の民衆は漸次覺醒自戒し、一面時局の影響によつて、本施設の實效は著々として舉りつゝある。

ロ 儀禮準則の發布 朝鮮は古來禮の國である、而して特に冠婚葬祭の四禮は人生の最も尊重すべき禮とされて居る。冠禮は近時廢れて來たが、婚葬祭の三禮は、依然として昔ながらの形式を踏襲し其の執行には社會的に頗る煩瑣な約束があつて、其の間諸種の弊害を生じ、加之一回の儀禮執行のため莫大の費をかけ、之がため倒産する者もあるといふ始末である。依つて本府は、之が弊累打破

の目的を以て、舊慣を査覈し民度に照し、形式を簡素にして精神に重きを置き、最も適切に認むる一婚葬祭三禮の基準を示す爲め、昭和九年十一月十日國民精神作興に關する詔書演發の日をトして、儀禮準則を發布し、同時に總督より諭告を發し、又講師を地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の普及に努めたが、一般民衆も亦久しく待望して居た所であるから、大に之を歓迎し實行しつゝある狀況である。

ハ 色服の奨励 從來朝鮮では一般に白衣を好み、四季を通じて之を着用するの風があり、爲に汚損の度甚しく、之が洗濯裁縫に多大の勞力と時間と經費とを浪費して居る。斯くては民衆の經濟更生上將又主婦の教養上にも影響する所大なるを以て、昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用するやう、或は冊子を印刷配布し、或は共同染色所を設け、或は工業試驗場と連絡を保ち優良確實の染料には同場の封緘を用ひしめ、又婦人問題研究會をして四季に於ける着衣の標準色を調査せしめて之を普及する等、之が奨励を圖りたる結果近來著しく色服の普及を見つゝあるのみならず、民衆は衣服の色彩に對し多大の關心をもつに至つた。

五、體 育

國民體力の向上と活動力の増進は、國家興隆の源泉である。特に青少年に對し體育運動を奨励して、明朗快活、而も質實剛健なる氣象を、不屈不撓の精神を鍊成することは、總て國民精神を涵養する所にして、國民教養の中軸である。朝鮮に於ける體育運動は、學校教育の進展に伴ひ、學生生徒兒童

の間には、近時大いに發達し來つたが、一般青年層にありては、今猶極めて幼稚であり、其の他の民衆に至つては殆んど、無理解の現狀である。之は一面未だ教育の普及しない爲でもあるが、又一面體育運動の奨励機關が、發達して居ないからでもある。そこで本府は、朝鮮體育協會を中心として、各道體育協會及各種體育運動團體を統制して、組織内容の充實を、事業の振興を指導助長し、且補助金を下付して、之が發達を奨励し、又朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、各種體育運動競技會の開催、並に各方面の競技會に参加するものゝ指導統制に任じ、更にラヂオ體操の會を組織せしめ、中央及地方と連絡提携して、一般民衆の體育運動を奨励するに共に、之に關する理解を深め、趣味の涵養に努め、更に都會地に於ける青少年に對しては、其の環境職業娛樂等、生活の態様に鑑み、特に體育運動を強調する等、各種の施設を講じて體育運動に依る國民身體の健康を、活動力との増進に努めて居る。尙近時朝鮮にありては青年の身體は均整を缺き動もすれば體力亦低下するやに見ゆるを以て、今後は既設體育運動機關の組織内容並に指導奨励の方法等に付き、一大刷新を加ふるに共に、新に指導機關の擴大を圖り、大いに之が奨励に努め、國民體力の向上と活動力の増進を、一層旺ならしむることを企圖して居る。

(1) 社會體育運動團體指導統制概況

各種社會一般體育運動團體を統轄助成し、之が健全なる普及發達を期し、國民精神の昂揚に任ぜしむる爲に、朝鮮體育協會をして、之に當らしめつゝあるが、之が統制下の諸團體左の如くである。



- 1、各道體育協會。2、全朝鮮陸上競技協會。3、朝鮮水上競技聯盟。4、朝鮮排球協會。5、朝鮮水上競技聯盟。6、大日本籠球協會朝鮮支部。7、朝鮮卓球協會。8、朝鮮漕艇協會。9、朝鮮軟式庭球聯盟。10、朝鮮庭球聯盟。11、全朝鮮軟式野球聯盟。12、朝鮮蹴球協會。13、全鮮相撲協會。14、全朝鮮體操聯盟。15、朝鮮神宮奉贊馬術會。16、全鮮重量舉聯盟。17、朝鮮航空聯盟。18、朝鮮自轉車競技聯盟。19、全朝鮮拳闘聯盟。

(2) 朝鮮神宮奉贊體育大會狀況

朝鮮に於ける運動競技は、朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、今日の隆盛を見るに至つたもので、本大會は大正十四年以來毎年開催して今日に至り、今や各般の運動競技も、國民體育の眞義に徹底しつゝある好況を示してゐる。其の參加者數左表の如し。

第十四回朝鮮神宮奉贊體育大會參加者數調 (昭和十三年)

陸上競技六一七 排球四〇八 籠球四一四 ラグビー蹴球二二〇 蹴球二二八 野球二七八 軟式野球一四五 硬式庭球四九 軟式庭球五四七 卓球二八〇 相撲一三三 漕艇九一 重量舉九

九 水上三〇四 水上二三四 自轉車四二 滑空機八三 拳闘六九 合計 四、二四一名  
以上參加人員合計四、二四一名は、何れも各道毎に豫選會を通過して參加資格を得た者のみであるから、此の大會を中心として、全鮮に活躍する人員は、其の數莫大に及ぶこと勿論であらう。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的を爲し、曩に下賜せられた臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年本府より約一萬餘圓を補助してゐる。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士を爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持、人心の啓發に努めてゐる。

明 倫 專 門 學 院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶する目的の下に、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、地方郷校財産寄附金を以て維持することとし、同年五月開院した。本院は修業年限を三年とし、必要に応じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期するにあり、生徒定員を九十名とし、儒林子弟及中等學校卒業者にして道知事の推薦せる者の中より銓衡する。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授

其の他碩儒十餘名を囑託してゐる。昭和十四年には名稱を明倫専門學院に改め、一層内容の充實を期するに努めた。

### 圖書館

圖書館は社會教育上最も重要な機關であるから、本府は之が實現に努め大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手したが速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館した。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始した。尙この外各道に互り公私設の圖書館二十七あり、以上全部の蔵書数は四十七萬一千八百八十三冊にして（昭和十三年度）その閱覽者は昭和十三年度には百二十九萬一千百三十三人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、社會教育上實す效果決して少くない。

尙總督府圖書館に於ては、將來圖書の蒐集保存に努め、可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完備を期するに共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講習講演會を開催し、以て民衆の教化を期してゐる。

### 古蹟調査・博物館・朝鮮史編修

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず、近來交通機關の發達並産業の勃興に伴ひ、遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟（貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴）古墳（高麗以前に屬する墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮）史蹟（都城・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等）古建築（歴史上又は工藝上參考となるべき城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟の調査並遺物の蒐集）古蹟（都城・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟の調査並遺物の蒐集）金石其の他の遺物（佛像塔・燈碑・幢竿・石獸・石人・石槽・鐘・香爐・鏡・祭器・樂器・客館・校舎・寺刹）橋梁等の調査）等に分ち、同年九月より調査に着手し、十年三月末を以て完結したのであるが、毎年の調査は報告書に印刷して之を公にした。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し、貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古墳並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並に其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を經たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價値あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀・由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ、臺帳に登録したる物件に關して現狀を變更し、移轉修繕處分等を爲す場合は總督の許可を受

くることとし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對し順次其の保存工事を施し來つたのである。斯くて遺蹟遺物の主要なるものは略々調査を遂げたのであるが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの尙甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に發見するものも亦少くないので、之が調査を依然繼續することとし、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて、其の地域内に於ける未調査の遺蹟遺物を遺漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこととし、臨時調査に於ては物件の破壊・古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し、又は遺蹟遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書として之を公にするこゝとし、大正五年度より現在に至る迄各種の調査報告書及特別報告を發行しつゝある。尙朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有様を紹介するが爲め朝鮮古蹟圖譜十五冊を刊行した。又古代の建造物中國有及寺刹の所有に屬するもの五百餘棟の多數あり、此等の中、歴史の誇徴若は美術の模範となり、其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事を施し、既に慶尙北道慶州郡芬蓋寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尙北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺・殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿、京畿道水原華虹門・西門・長安門及黃海道黃州郡成佛寺極樂殿、同應眞殿、平壤練光亭及大同門等の修理工事を完了し、目下全羅南道求禮郡華嚴寺の覺皇殿、忠清南道禮山郡修德寺大雄殿、平安南道成川東明館等の修理に着手して居る。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定** 朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物に就ては、之が保存維持を

圖るため、昭和八年八月訓令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、同時に、勅令第二二四號を以て朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制公布せられ、昭和九年五月第一回保存會總會を開催以來昭和十三年十一月第四回保存會總會を開き、該會に諮問したる後、寶物三百三十五件、古蹟百七十七件及天然記念物九十八件、古蹟及名勝二件、名勝及天然記念物二件を指定した。

三、**博物館** 大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其の陳列館の一部たる京城景福宮構内に新築せる美術館を中心とし、同構内の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考證徴なるべき資料を集め、一般の參考竝に觀覽に供して居り、又新羅の舊都たる慶尙北道慶州には大正十五年六月博物館分館を開設したが、其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會個人よりの寄託品を以て之に充て、更に新羅を中心として朝鮮に於ける遺物竝に三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代佛教藝術品を蒐集陳列し、尙百濟最後の舊都たる忠清南道扶餘にも昭和十四年四月博物館分館を開設し主として百濟時代の遺物を蒐集陳列の上一般の觀覽に供することとした。

四、**朝鮮史の編修** 朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且つ優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記録・古文書其他史料の保存方法不充分な爲、逐年湮滅の傾向があつたので、大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に亙りて史料を蒐集し、之を基礎として學術的なる朝鮮史の編纂に着手したが、所期の目的を達成せんには、更に權威ある組織に改

むるの要あり、同十四年六月官制を制定して朝鮮史編修會を設置した。爾來逐年其の事業を進め、昭和四・五年に至り史料の一般的蒐集並に整理が略々完了したので、昭和六年度よりその印刷に着手し、昭和十三年三月を以て全三十三卷二萬四千頁、挿入圖版三百九十五葉の朝鮮史を完了したのである。尙この朝鮮史の編修刊行に伴つて、蒐集せる重要史料を廣く一般に紹介せんが爲、昭和八年度より寫眞版或は活版を以て「朝鮮史料叢刊」二十種、「朝鮮史料集眞」三帙をも刊行した。本會の事業は十有六年間の歲月に九十四萬餘圓の經費を費したもので、朝鮮史の稿本三千五百三十八冊、地方より採訪せる史料は四千九百五十種、其重要史料を複製せしもの二千冊に達し、其の外古文書畫像等を寫眞撮影せしもの三千五百種に及ぶ。尙朝鮮史は既に刊行を完了したが、未だ編纂せざる李太王三十二年甲午七月以後より日韓併合に至る迄の最近代の史料は、是非將來の爲め蒐集して置く必要があるので、昭和十三・十四の兩年度に於て之を行ふ計畫を樹て目下着々進捗中である。又朝鮮史全三十五冊に對する總目錄同索引をも編纂中であつて之亦昭和十四年度には完了の豫定である。

## 五 地籍圖・林野圖及地形圖

本府は明治四十三年土地調査令に基き全鮮一圓の三角測量を施行し、大正五年これが完成を見るに至つた。此の成果を基礎として土地測量を施行し、地籍圖を調製し、又地形測量に依つて地形圖並に輿地圖を調製したのであるが、これ等の諸地圖は朝鮮産業開發上重要な資料に供せられ、半島文化の向上に寄與するところ頗る多く、現今一般の需要に應じつゝあるものである。今その特性及效用を概説すれば、

一、三角測量 先づ全鮮十三箇所に於て大三角測量の基礎たる實測基線を設け、その測定長を中等海水面上の長さに換算したのである。それがため半島海岸の要所五箇所に驗潮所を設け、平均中等潮位を觀測して、前記換算の基礎たるべき高程を決定したのである。然れども之等の實測基線は邊長短く直ちに大三角の本點網の一邊となること能はざるため、基線網を編成して漸次其の長さを擴大し、平均約三〇軒の長さとなして、本點網の一邊に供し、全鮮を掩覆する大三角網を編成したのである。一方に於ては、その測地學的位置を決定するため、本點三角網をして朝鮮海峽を越え、對馬に於ける陸地測量部の一等三角本點に連結せしめ、茲に内鮮共通の測量基礎たる根幹が形成されたのである。然れども之等の大三角點は彼我の距離約三〇軒に互り、之を以て直ちに地籍測量の基礎と爲すには稀疎に失するため、更に數次に互る小三角點を配置したので、之等大小三角總點數は三四、四四七點の多

きに及んでゐる。

又中等潮位の決定に基準して全鮮に二、八二三點の水準點を測設した外、多角形状の道線を以て三角點間を聯結せる圖根三、五五一、六〇六點を設け地籍測量の直接基礎としたのである。

三角點及水準點にはその定礎たる盤石を埋定し、其の上に柱石を据付けてその位置を標示せしめ、之を標石とする。又圖根點に對しては市街地等の特定區域を限り標石を埋設し、其の上部表面にT・Pなる符號を刻しその識別を容易ならしむるのである。そして之等三種の標石を土地測量標と稱し、朝鮮土地測量標令に依り保護取締られてゐる。

二、地籍圖 土地登録の原簿たる土地臺帳と相俟つて、地籍の状態を明確に表示する唯一の地圖で、前述の三角點・圖根點を基礎とし、圖解的方法に依りて地籍測量を行ひ一筆毎の土地の位置、形状及境界なき相互の關係を精密に測定し、之に地番・地目なきを記入し、地籍の状態を一目瞭然たらしめたものであるが、土地に關する各種地圖は何れもこの地籍圖に基本を求めざるものなく實に重要なものである。地籍圖の大きさは東西約〇・四一七米(一尺三寸七分五厘)、南北〇・三三三米(一尺)の矩形に一定せられ、此の圖郭内に包容する土地は全部描盡せられる。その包容面積は縮尺の大小に依り異なるも、千二百分一地籍圖の場合には六萬五百坪である。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種であるが、一般には千二百分一を用ゐる、市街地の如く微細に其の境界を表示し、精確に其の面積の算定を要する區域に在つては六百分一を用ゐる、西、

北鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在つては二千四百分一を用ゐる。そして地籍原圖は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各稅務署に備付けて、一般の閱覽及謄本の下附申請に應じてゐるが、又更に廣く公衆の利便を圖るため府邑面に地籍略圖を備付けてある。

地籍圖は頗る浩濶なるもので總數約八十萬枚に達してゐる。

三、地籍圖縮尺變更 土地經濟の發達に伴つて都邑・市街地の發展著しく、土地異動頻繁に行はれ千二百分一地籍圖では不便と認めらるゝものは漸次縮尺を六百分一に改測し、地籍圖の改作を行ひつゝあるが、既に改測を行つた區域は裡里・咸興・清州・開城・金泉・光州・晋州等の市街地である。

四、林野圖 地籍圖を基本として地籍圖上に登載なき林野・墳墓地等を測圖し、その相互關係位置・境界等を表示してある。縮尺は三千分一、六千分一、五萬分一等があつて、一般には六千分一を用ゐて居る。又五萬分一林野圖にして不便と認むる地域は昭和三年以來漸次六千分一縮尺を以て改測を行つて居る。そして林野臺帳と共に各稅務署に備付け林野に關する地籍圖を明にしてゐる。こゝに於て朝鮮の地籍は地籍圖・土地臺帳・林野圖・林野臺帳と相俟つて全く明確となり、土地經濟の伸長も完全なる立脚地を得たこと云ふべきである。

五、地籍整理 地籍圖及林野圖實施後地籍異動整理事務は本府稅務課に於て主宰し、各稅務監督局及稅務署に技術員を配置して地籍の異動整理を遂行しつゝある。土地臺帳實施後二十餘年も経過したので地籍圖の磨滅・汚損甚しく、既に地籍圖の更改時期が到來したので昭和八年度より町・里洞を單位と

して漸次改調を行つてゐる。

六、財團朝鮮地籍協會 地籍異動整理事務は各稅務監督局及稅務署技術員に依り遂行しつゝあるも、近時各種企業の勃興に伴ひ道路・河川・鐵道等の諸工事を初め土地改良・市街地計畫等の諸事業に伴ふ土地の異動は著しく増加し、其の整理は益々複雑多岐に互り現在の機構を以てしては此の狀勢に應ずる能はざるを以て國家機關に代るべき機關を設置し、之に優秀なる職員を充實し國家に代り地籍維持の事業を擔當せしむる目的を以て昭和十三年四月本協會の設立を見、本部は朝鮮總督府財務局内、支部は各稅務監督局内、出張所は各稅務署内に置き之が整理の萬全を期しつゝある。

七、地形圖 三角測量の成果を基として地形圖根を組成し、地籍圖中より地形圖に必要な部分を縮寫參酌して地上のあらゆる物體の位置形狀を測圖し、水準測量の成果に因る等高曲線を用ゐて地貌を現はし、夫等の關係を明瞭に指示したもので朝鮮地形圖と稱してゐる。

朝鮮地形圖の様式は陸地測量部のものと同様で其の記號も殆んど同じにしてある。地形測量は大正三年の着手で同六年外業を終へ同七年に内業整理によつて完成した。茲に朝鮮の位置・形狀・廣袤面積は詳細に數學的に確定したのである。

八、地形圖の製版印刷並に發行 朝鮮地形圖の製版は大正四年着手同七年に完成した。其の原版は陸地測量部に委託し同部から印刷發行する事にしてある。經年の久しきに從つて變化する地物・地貌の狀態は本府で地形圖を修正補測し、原版の改訂は陸地測量部が行ふことに協定してある。

製版完了と共に發行した地形圖は特殊地形圖五四枚、五萬分一圖七二二枚、二萬五千分一圖九七枚、一萬分一圖四五箇所で五〇枚である。

尙樞要地二十八箇所を一萬分一縮尺に改測する計畫にて既に十五箇所を測量し、十一年度に於て下記十八箇所を假裝版圖として陸地測量部より發行した。沙里院・兼二浦・安州・興南・天安・井州・北青・新安州・松汀里・黃州・江陵・宣川・定州・金堤・江界・惠山鎮・南原・三陟。

九、輿地圖 朝鮮五萬分一地形圖は（秘撮區域を除く）全土に互つて發行せられてはゐるが、其の一枚の圖は經度十五分（東西約二三・二籽―二〇籽）緯度十分（南北約一八・五籽）の區域で詳密ではあるが、大規模の計畫又は大勢を通覽する場合等には不便を感ずるので、五萬分一圖を基礎として大正七年小縮尺の圖を作り同八年に製版した。

原版は本府に保管し印刷は朝鮮印刷株式會社に、其の發行と販賣は小林又七（本店は東京、支店は京城府長谷川町にあり）に扱はせてゐる。

其種類は

イ、朝鮮二十萬分一圖 六五枚

五萬分一地形圖十六枚の區域を一圖面にした四色刷

ロ、朝鮮五十萬分一圖 一三枚

道別にした四色刷

地籍・林野及地形圖

ハ、朝鮮百五十萬分一及二百五十萬分一圖

兩圖とも一枚の圖面にし朝鮮全圖で四色刷

地形圖業務 各地方の發展に伴ひ地物・地形が變遷して圖面修正の必要からは等を調査測量して修正原圖を作り陸地測量部に送つて版面を改訂してゐる。

大正七年には京城・大田・大邱地方の修正を土地調査局で行つたが、同八年以降は土木課で地方の發展狀況に應じて修正してゐる。昭和十三年度末迄に修正した地形圖の枚數と其面積は

一 萬 分 一	百三十六圖葉	百五十三方里
二 萬 五 千 分 一	百七十四圖葉	八百二十三方里
五 萬 分 一	四百三十六圖葉	三千九百六十八方里

であつて、其の原版の修正は漸次進行して新版の發行を見てゐる。右修正圖の内經年變化に因り修正量の多き圖葉は同一圖にして二回乃至三回に互りて修正したものもある。

朝鮮地形圖の發行は前記の如くであるが、秘圖區域が全土の約一割弱あつて一千餘方里の地形圖は一般に用ふる事が出來ず、施政上にも亦産業開發上にも支障を來すので、大正十一年軍當局と交渉して軍事上差支ない程度の五萬分一圖を調製し得ることになつて、同十二年着手同十三年に原圖を完成し、三色刷の交通圖七九枚を、同十五年六月以降から陸地測量部で印刷發行した。以上で要塞近傍を除いた全土の五萬分一圖が揃つたのである。其後秘圖の中

大 正 九 年	一 萬 分 一 圖	三 枚	二 萬 五 千 分 一 圖	十 枚
昭 和 七 年	五 萬 分 一 圖	二 十 二 枚	五 萬 分 一 圖	十 五 枚

が解秘されて、陸地測量部は假製版にして印刷發行した。従つて解秘された部分の交通圖發行を停止した。又昭和十一年度に於て軍事上の必要に依り五萬分一圖二十枚、二萬五千分一圖三枚、一萬分一圖一枚を秘圖區域に編入せられた。

一萬分一市街圖の中、京城は市街が郊外に發展膨脹した爲め圖幅の擴張を要し、大正十年其の東部を昭和四年西南部を補測し、平壤も亦同様に同十一年西・東・南部の三方面に擴張測量を行つた。其他釜山・大邱・大田・清州・全州・光州・木浦・仁川・元山・咸興・清津・羅南等多少の擴張測量を行つた。尙其他に於ても擴張を必要としてゐる。

以上の外名勝舊蹟等の案内圖として特殊地圖があり、又京城市街の案内圖として特殊建造物の所在索引及番地を記入した市街圖を作り、昭和七年大修正を加へて同年發行した。京城市街圖・龍山市街圖が之であつて普通番地入圖を稱へて重寶がられてゐる。

以上各種の圖面は年約四十數萬枚を發行し需要は年々増加しつゝある。地方産業交通の發達するに従つて地物・地貌の變遷が著しいので、本府は努めて圖面の修正を行ひ新版の發行を圖つてゐる。

原版維持の爲め昭和十一年末迄に製版したものは

地形圖原版中損蝕甚しく改版したもの

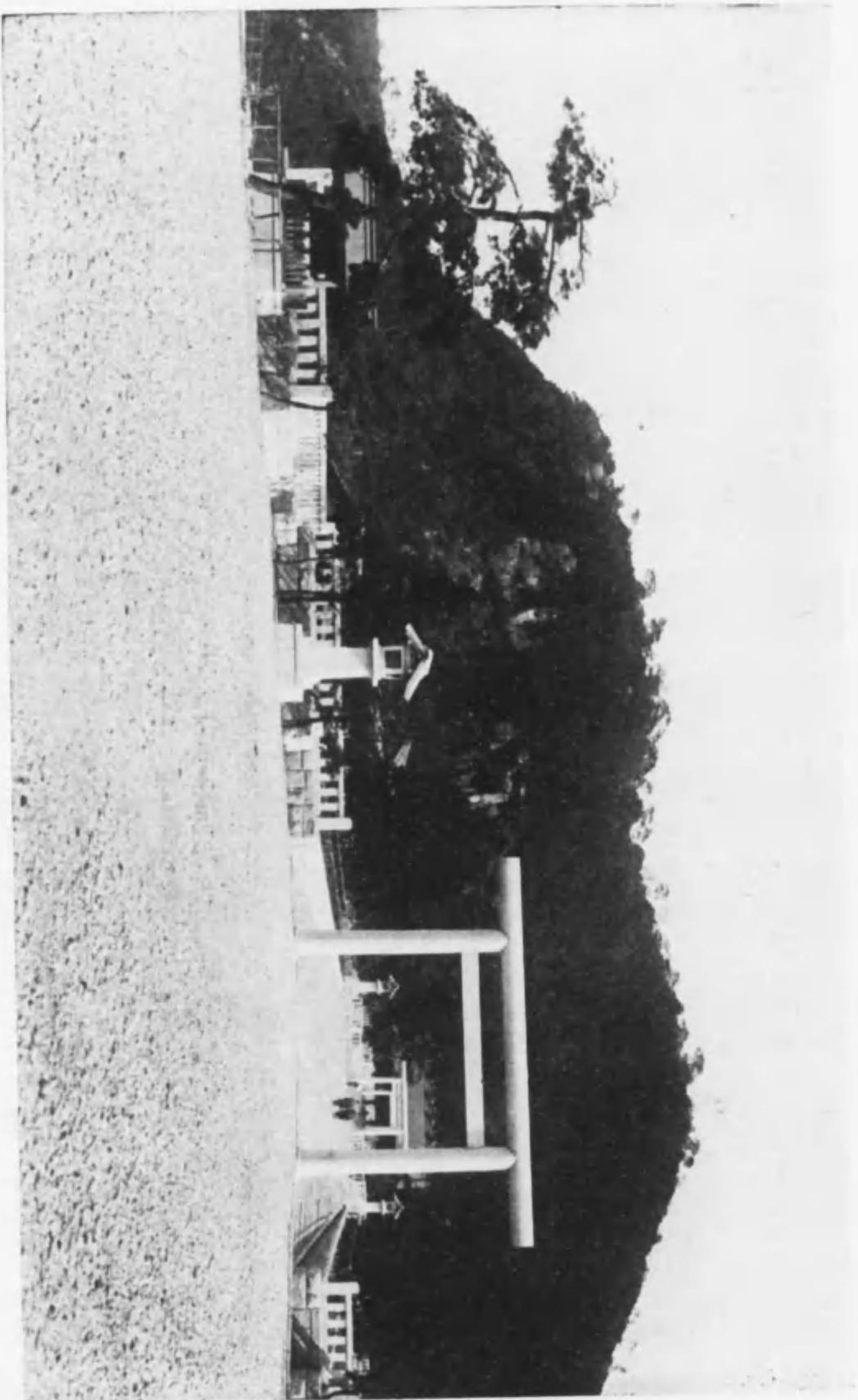
二百十二版

輿地圖の原版で補充又は修正補刻したもの 八十六版

尙一萬分一市街圖の補測刻したもの三十二箇所其の面積二十五方里である。

諸測量の基準點である土地測量標の毀損・亡失等多く諸測量を行ふに不便困難を極めるので、是れが維持復舊を計畫して昭和三年度に於て準備試行を爲し、同四年以降全鮮中十四府二百十八郡内二萬四千五十五點に就て現状の調査をなし、本府に於て急施を要する地方より順次復舊測量を行ひつゝある。昭和十三年度末迄に復舊した地方は義州・平壤・咸興・元山・京城・春川・大田・公州・大邱・忠州・慶州・釜山・馬山・晋州・光州・全州・安州・宣川・天安・鐵原・新幕・南陽・群山・榮州・尙州・木浦順天等で點數は七千三百九十三である。

三角測量及水準測量の成果は其の利用の範圍頗る廣く、且つ其原本保存の主旨から之を複製して六百七表に作り、利用の便を稽へて關係官廳にも配付し永久に保管せしむることにしてゐる。



宮 神 鮮 朝





寺 文 博

## 六 神社及祭祀、宗教

### 神 社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し、此等の成規に遵由して神社を創立せるもの五十四に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は四百七十所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮(京城南 山鎮座)は朝鮮の總鎮守として、天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮座祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝことに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社(京城倭城 臺鎮座)並に龍頭山神社(釜山府辨 天町鎮座)の兩社をば國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社(大邱府達 城町鎮座)並に平壤神社(平壤府慶 上里鎮座)をも國幣小社に列格仰出され、尙昭和十四年六月十五日には官幣大社扶餘神宮の御創立を仰出された。

### 宗 教

一、宗教の概況 佛敎の傳來は遠く高句麗小獸林王二年であつて、爾來百濟・新羅を経て高麗朝の末に

至る迄は大いに隆盛を極めたが、其の反面頗る餘弊も生じたので、李朝に至つては概ね排斥の方針を執つて、寺額を減じたり寺刹の土田藏獲を官没したり又は度僧の制限を行ふ等、逐年抑壓を加へた爲に教勢甚だ衰え、多くは荒廢に歸したのである。然るに李太王三十三年始めて信教の自由が許され、次いで明治四十四年九月寺刹令施行と共に傳法布教等の宗教的活動を公認され、寺刹の財産は始めて完全に保有することが出来たので、數百年來衰えて來た佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈して來たのである。爾來各寺刹は布教所を設置して、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立して漸次講學布教の發展を見るに至り、現在本寺(本山)三十一、末寺一千三百四、布教所三百二十二、僧侶六千二百七十五、尼僧九百七十九、信徒十九萬四千八百餘人を數ふる狀況である。朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運に従ひ種々併立したが、李朝に於てはその合派滅宗を圖り世宗六年遂に禪教二宗を爲し、今日では多く兩者を併稱して居る。内地佛教の朝鮮に於ける布教は、大正十五年眞宗大谷派系の僧侶奥村淨信が釜山に來たのがその創めで、其の後文祿の役に遭ひ同派の布教も亦其の跡を絶つたが、明治十年淨信の後裔圓心等が再び釜山に開教し、又同十四年には日蓮宗の渡邊日運も釜山に會堂を建て、同二十八年には眞宗本願寺派、同三十年には淨土宗等の諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年々増加するに至つた。現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃檗宗及天台宗に屬する二十八派で、其の寺院百二十五、布教所六百二、布教者七百八十九、信徒三十萬九千七百餘、内朝鮮人一萬五千三百餘人を數

へる。

内地神道各派中最も早く朝鮮の布教に着手したのは天理教であつて明治二十六年である。現在は天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教・神道修成派・御嶽教の十一派であり、各派を通じて布教所三百一、布教者六百十三、信徒九萬五千九百餘、内朝鮮人二萬一千餘人である。

基督教は十八世紀の中葉、朝鮮の使者が北京から歸朝する時に天主教の聖書を輸入したのが濫觴である。其の後李朝正祖王の八年政府から嚴禁されたものにも拘はらず、更に再燃したこゝもあつたが、遂に其の旺盛を見るこゝを得ず、憲宗王の二年佛國人宣教師が竊に京城に於て布教に従事し、京畿忠清兩道に互つて教旨を傳へたが政府の迫害依然として止まなかつた。斯くて李太王の十年に至り大院君勢力を失墜して、政治上の關係を絶つに及び、基督教に對する取締も漸次寛大になつて、同王の十九年以後歐米諸國との外交關係が成立してから天主教も亦教勢を回復して漸次隆盛になり、又露國正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年に開始されて、日露戰役の際一時傳道を停止したが其の後復興した。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし次第年には更に同派の宣教師並に美監理派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。爾來諸派宣教師の渡鮮する者尠からず、現在外國人の關係して居る教派は朝鮮耶穌教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶穌再臨教・東洋宣教

會・救世軍・基督教會朝鮮宣教會・基督教五旬節教會及基督教會の九派である。又内地側新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣して、釜山に教會を設立して傳道を開始したに始まり、同年又日本メソヂスト教會・日本組合教會も渡來した。現在は以上の外にきよめ教會・日本聖教會及基督教同信會がある。又一方朝鮮人側を見るに大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織し、同十一年日本組合基督教會は其の經營方針を變更して、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任するこゝになつて京城に朝鮮會衆基督教會を設立したのである。尙他に神の教會及基督の教會がある。爾來各派も其の教旨の宣布に努めて相當發展しつつある有様である。以上新舊各派を通じて現在布教所五千八百八十五、布教者四千五百二十九、内外國宣教師四百二十、信徒内地人五千八百餘、朝鮮人四十九萬四千五百餘、外國人四百餘、合計五十萬八百餘人である。

二、宗教團體の社會事業。宗教團體の社會的施設としては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。内鮮佛教團體の經營する主なるものを舉ぐれば、専門程度の學校一、中學程度のもの四、初等程度のもの七、幼稚園五十三、講習所及書堂二十七箇所である。又隣保救濟の事業としては眞宗大谷派の向上會館・淨土宗の和光教團・共生團・曹洞宗の福壽會・京城・仁川・大田・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・平壤佛教廣濟會及羅南旅行病人救護所がある。基督教の事業は多く外國宣教師に依つて經營され、新舊各派を通じて學校は専門學校四、中學校三、高等女學校六、實業學校三、小學校三十三の外、専門

中等並に初等程度の男女各種學校百五十九、幼稚園百九十一、講習所及書堂百五十八である。又特殊の學校としては盲啞學校一箇所を經營してゐるのである。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭德病院外二十四箇所の病院並に海州に於ける肺結核療養院・麗水・達城・東萊の各地に癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても施療を行つて居るのである。其の他社會事業には天主教の京城・仁川・大邱の孤兒院・平壤・大同・鎮南浦に於ける養老院・朝鮮耶穌教長老會の養老院・孤兒院・基督教朝鮮監理會の京城泰和女子館・公州中央嬰兒院・聖公會の聖彼得孤兒院・救世軍の育兒ホーム・女兒ホーム・婦人ホーム等がある。

## 七 國民精神總動員

一、朝鮮に於ける國民精神總動員運動の由來及其の特色

朝鮮統治の根本方針は一視同仁の御聖旨に遵ひ、半島同胞の國體觀念を確立し皇國臣民たるの信念を堅確ならしめ、内鮮一體以て皇運を扶翼し奉り皇道を宣揚せしむるに在る。是れ歴代總督が特に施政上意を用ひ來た所であつて、殊に現總督は昭和十二年四月道知事會議の訓示中、總督施政の根本五政綱の劈頭に「國體明徴」を掲げ、更に「教學刷新」の一綱目を加へ、爾來之が強化徹底に努め來りたる所以である。時偶々同年七月七日蘆溝橋事件を契機として、支那事變勃發し、日本全國を舉げて事變處理に集中し、東亞新秩序建設の大業に邁進することとなり、物心兩方面に互つて國家總力發揮の體制を採るに至つた。かくて大陸に於ける日本の一翼たる朝鮮の地位も亦愈々重大化し來つたのである。即朝鮮は大陸に於ける帝國の前進兵站基地たる地位に在り、支那事變は勿論、張鼓峰事件、フモンハン事件等の國境紛争を通じ對蘇關係より觀たる現時局下に於て、其の負荷せる責務の一層加重し來れる感がある。斯かる事態に於て半島同胞二千三百萬擧つて皇國臣民としての動ぎなき精神的態勢の下に、内鮮一體協心戮力以て時局の急務に應ずることは、帝國の大陸政策遂行上絕對肝要事たるは云ふ迄もない。茲に於て朝鮮に於ては、半島同胞の急速なる皇國臣民化並に内鮮一體の具現を最急務とするに鑑み、之が最善の方策として、國民精神總動員運動の徹底強化を圖ることとしたのである。



日 京 旗 の 下 に



勤勞報國作業

即ち支那事變發生直後より屢々臨時道知事會議、中樞院會議、民間有力者又は言論機關代表者との懇談會を開催し、總督より時局認識並に精神總動員に關する重大決意に付訓示又は懇談し鮮内官民一致して此の難局に對處するやう慫慂する所あり、又他方、朝鮮中央情報委員會を設置し情報啓發宣傳に力を注ぎ銃後民心の啓導に努めたる所、官の指導に呼應し鮮内民衆の間に澎湃たる愛國の赤誠が漲生さり渡り、朝鮮統治三十年の結實を如實に示すに至つた。此の如く朝鮮に在りては、事變の發共に内地に於ける精神總動員運動の本格的開始前、既に本運動に朝鮮統治上の特殊の意義を加へて力を注ぎ、爾來内地の運動に呼應して實施し來つたのである。従つて朝鮮獨特の考慮の下に獨自の立場に於て實施する事項亦少くない。今朝鮮に於ける精神總動員運動を内地の該運動に比し、其の特色を認めらるゝ主要な點を擧げる。

(一) 朝鮮に於ける精神總動員運動は、前述の如く内地の該運動に於ける舉國一致、堅忍持久、盡忠報國の三目標の外、一視同仁の 聖旨に基き内鮮一體の徹底並に半島同胞の急速なる皇國臣民化を眼目とする。従て精神總動員運動は單に支那事變對處の應急一時的運動に非ずして、朝鮮統治大方針の恒久的實踐其のものご謂ひ得る、即ち本運動は單に支那事變中のみならず對蘇關係其の他如何なる重大事態に對しても、半島同胞が微動だもすることなき確固たる精神的體制を豫め樹立せんことをするにある。斯の如く朝鮮に於ける精神總動員運動は、常に「内鮮一體」を「皇國臣民化」を最も重要な目標とするのであるから、其の實施も亦自ら此の兩目標に合致すべく進められ、例へば志

願兵制度、朝鮮教育令の改正、官幣大社扶餘神宮御創設の如く、内鮮一體に關する劃期的事項並に宮城造拜、神社參拜、皇國臣民誓詞制定、愛國日の制定、愛國班の結成等の如く皇國臣民化に關する具體的考慮に依つて相伴はるゝものであつて、單に抽象的に舉國一致、盡忠報國を説くが如きものではない。

(二) 朝鮮に於ける精神總動員運動の機構は從て前項の目的に合致する如く構成せられ、國民精神總動員朝鮮聯盟及之が下級聯盟の整然たる組織及其の基底實踐機構たる愛國班の全鮮的結成を有するもので、内地に於ける精神總動員聯盟の如く各種團體の連絡機關たるもの性質を異にし、夫れ自體が下部の實踐機構を有する組織團體たるを其の特色とする。而して之が實踐機構たることを顯著に示すものは後述の愛國班の組織及之が活動である。

(三) 朝鮮に於ける精神總動員運動の指導企劃機構も亦、前項の目的に合致すべく構成せられ、軍官民一致して之が指導に任じ、官の機構としては朝鮮總督府に國民精神總動員委員會及同幹事會あり聯盟自體の最高指導機構としては國民精神總動員朝鮮聯盟理事會及參事會あり、而して兩者は密接なる聯繫を採りつゝ本運動の指導企劃に任ずるが、右國民精神總動員朝鮮聯盟理事會及參事會は總督府局長及關係課長、朝鮮軍及朝鮮憲兵隊の關係武官が委員又は參事として參加し、民間有力者、言論關係者其他各階層より網羅せられた委員、參事と共に本運動實施上の重要事項を審議するものである。而して軍部は本運動に對する熱心且極めて好意的援助を爲しつゝある。

二、朝鮮に於ける國民精神總動員運動の機構

朝鮮に於ける國民精神總動員運動の機構は、國民精神總動員朝鮮聯盟及其の下部組織たる地方聯盟及之を構成する愛國班である。

(イ) 國民精神總動員朝鮮聯盟 本府は支那事變勃發以來逸早く中央情報委員會を中心として、専ら官の指導の下に日本精神の昂揚、時局認識の徹底等國民精神總動員に努め來つたが、時局の進展と共に朝鮮同胞の銃後の赤誠を集結し、一大組織の下に國民運動の統制強化を圖る必要あり、官民表裏一體を爲り整然たる組織下に強力な實踐力を有する民間の大機構出現が期待された。斯くて國民運動の統制強化及び内鮮一體強化の一方途として國民精神總動員運動機構の樹立が研究せられ、他方民間内鮮有力者の輿論も一致して此處に昭和十三年七月七日支那事變一周年記念日を期し國民精神總動員朝鮮聯盟の結成を見たのである。即ち本聯盟は總督政治の強力な外廓的機關として、鮮内に於ける各種有力團體を網羅するは勿論、所屬の地方聯盟並に全鮮的に結成せられた愛國班に依り鮮内民衆を統合するものである。

(ロ) 地方聯盟 朝鮮聯盟の結成に前後して地方にも之を密接な連繫を保ち實踐組織網的使命を帯びた地方聯盟を各道・府・郡・島・邑・面・町・洞・里・部落の最尖端に至る迄結成し、官・公・民の各首腦者又は有力者を擧げて之が幹部となし、運動實踐並に指導に當ることとなつた。更に又本運動が國家總力の集中運動たる關係上、官公署・學校・銀行・會社其他諸團體の共同組織體内



にも聯盟を結成し、國民精神昂揚と銃後報國の指標下に健全なる團體生活を馴致するに共に知識階級の自覺反省を促すこととした。此等聯盟は前述の一般地方聯盟と區別するがため各種聯盟と稱し、夫々其の構成の如何に依り或は直接に朝鮮聯盟に、又は各其の所在地に存する一般聯盟に加盟して、相互連絡を緊密にし、全鮮一貫本運動遂行上齟齬支障なからしむる方針である。

(ハ) 愛國班 以上の一般聯盟と各種聯盟とを問はず、愛國班は國民精神總動員運動組織網中最末端の基底的實踐機構として、概ね十戸を以て一愛國班を構成せしめ、隣保共助、本運動實踐の中心機構たらしむるものである。斯くの如く第一線の實踐機構としての愛國班の存在及其の活動は、地方聯盟以下の組織網完成と共に朝鮮に於ける精神總動員の一大特色を爲すもので、愛國班の實踐的活動に依り「半島同胞の皇國臣民化」並に「内鮮一體」の完成を期すること共に、本運動の組織を極めて強靱且普遍的ならしめて居る。昭和十四年六月末現在全鮮愛國班数は約三十五萬、愛國班員数は約四百六十餘萬人であり、班員数は戸數を以て數ふるから之に包含する家族を入れる場合、半島住民の全部を包含するものと觀られる。

### 三、國民精神總動員運動の現況

朝鮮に於ける國民精神總動員運動は國民精神總動員朝鮮聯盟の結成せられてより以來軍官民一致して目的達成に邁進して居る。今其の概況を述べれば次の通りである。

其の實踐事項は、精神的方面及物質的方面の根本を爲すべき事項即ち、一、宮城遙拜、二、勤勞貯

蓄を當面の必行二目と定めて、本運動發展の礎石とし之に基づきて多方面に健全なる進展を圖りつゝある。左に實踐狀況の主なるものを一、二例示するに、

(イ) 愛國日の制定 之は支那事變勃發直後より全鮮に隅無く實施した行事である。即ち學校・官公署・銀行・會社其の他の諸團體、各部落毎に毎月一日を愛國日と定め、團體行事としては「神社參拜」、「宮城遙拜」、「皇國臣民ノ誓詞(後に示す如きもので、諸儀式の場合は勿論機會ある毎に之を唱へ、皇國臣民たるの自覺を、矜持を新にせんとするものである)齊誦」、「勤勞奉仕」等を行つたのであるが、今回内閣に於て毎月一日を興亞奉公日と定め、特に戰場を偲び自肅・自省・的確に之を實際生活に具現し、恒久實踐の源泉たらしむることとなつたから、朝鮮に於ては愛國日即ち興亞奉公日とし一層之が徹底強化を期する事とした。即ち昭和十四年九月一日よりは従來行ひ來つた愛國日行事の外自肅・自省・生活刷新の源泉たらしむべき適切なる事項を併せ行ひ、國民精神を集結し、國家總力の發揮に励め以て、叡旨に奉對せんとして居る。

(參照)

皇國臣民ノ誓詞 (一) (幼少年用)

- 一 私共ハ 大日本帝國ノ 臣民デアリマス
- 二 私共ハ 心ヲ合セテ 天皇陛下ニ忠義ヲ盡シマス
- 三 私共ハ 忍苦鍛鍊シテ 立派ナ強イ國民トナリマス

國民精神總動員

皇國臣民ノ誓詞 (二) (青年以上)

- 一 我等ハ皇國臣民ナリ 忠誠以テ君國ニ報ゼン
- 二 我等皇國臣民ハ 五ニ信愛協力シ 以テ團結ヲ固クセン
- 三 我等皇國臣民ハ 忍苦鍛錬力ヲ養ヒ 以テ皇道ヲ宣揚セン

(ロ) 宮城遙拜 忠誠愛國の思想涵養を圖り、殊に半島同胞をして、皇國臣民たるの信念を堅確にし、急速に内鮮一體の實を具現せんが爲、毎朝一定時にラヂオの號令に依り全鮮一齋に宮城遙拜を爲す。

(ハ) 勤勞報國 官民何れを問はず、自己の生業に精勵して御奉公する所謂「生業報國」及成團作業に依つて奉仕する「勤勞奉仕」等の勤勞報國觀念を徹底せしめ、之が實踐に邁進する。

(ニ) 貯蓄勵行 全鮮に貯蓄組合を結成し、一般家庭に於て愛國貯金、節米貯金等を勵行するに共し、官廳等に於ける従前の規約貯金の増額、其の他國債の購入等に主力を注ぎ、相當の効果を收めつゝある。

四、愛國班の活動

愛國班は聯盟の基底組織として國民精神總動員の實踐を擔當し、特に愛國班自體の自發的積極的活動に依り、國體觀念の明徴、皇國臣民化意識の深化、時局認識の徹底を初め勤勞・貯蓄・節約・生産増進等物心兩方面に互り國民總動員體制の完成に貢獻するものである。即ち愛國班は聯盟の組織網として、團體運動たるに共其の構成上聯盟員の家庭生活に迄進展し、本運動の源泉的性質を有するものである。

而して愛國班の活動は、聯盟運動の何れの方面に互つても其の第一線に立つて活躍するものであるが、今其の活動の一般を掲ぐれば、宮城遙拜、神社・神祠の清掃並に補修の勤勞奉仕、廢品回收、愛國貯金の勵行、道路工事等の愛國作業、班員住居附近の淨化清掃勤勞作業を初め、日常生業の共同作業等物心兩方面に互り廣汎なる範圍に及んで居る。鮮内二千三百萬同胞は、何れかの愛國班に屬して活動するもので、此の點貴賤階級を問ふものでない。尙ほ愛國班の活動は聯盟精神の徹底と共に益々其の效果大なるべきは勿論であるが、偶々昭和十四年の中南鮮地方の旱害災變に於て、果然其の強靱なる組織力・實踐的體驗の實效を如實に示し旱害施策上見るべきものが甚だ多かつたのである。

## 八 情報宣傳

## 一、概 要

本府は從來文書課に於て施政方針並に其の實績の周知宣傳に、一般朝鮮事情の調査及紹介に關する業務を處理して來たが、支那事變の勃發以來時局に關し内閣、陸海軍省及拓務省等との連絡總督府内各局部課との連絡調整並に鮮内各廳、軍部内地及他の外地官廳との連絡協調・情報の蒐集整理・啓發宣傳の實施・新聞通信ラヂオ其他報道に關する業務等、諸般の事務が激増したので、昭和十二年七月本府に朝鮮中央情報委員會を又各道に各道情報委員會を急設し情報・啓發宣傳・國民精神總動員諸對策並に此等業務の連絡協調及調査審議に當ることとした。而して中央情報委員會は特に重要問題の場合の外は、幹事會を毎週二回(最近は一回)開催して、情報・宣傳に關する當面の事項を處理し、なほ全鮮各道に於ける道情報委員會との密接なる連絡を保ち、文書課内に、情報・宣傳事務に當る情報係新聞・通信に施政關係のニュースを供給する報道係を特置し、官報附録「通報」(月二回)、雜誌「朝鮮」の發行、映畫・寫眞・ポスター・紙芝居・放送・講演・展覽會等による宣傳を繼續して居る。尙時局以來朝鮮の大陸前進兵站基地としての使命増大に伴ひ、之が實情を内地各層に一層認識せしむるは、帝國の新東亞建設途上極めて緊切なるものがあり、加へて施政三十年の成果を道義的示範として滿洲・支那及諸外國に知悉せしむることは、帝國の大陸政策の眞意を諒解せしむる所以であるから、

此の方面の紹介宣傳にも力を注いで居る。

## 二、朝鮮に於ける情報宣傳の特殊性

朝鮮に於ける情報宣傳は、施政の方針並に其の實績を内外に周知せしむる情報宣傳と鮮内民衆の啓發協力を目的とする啓發宣傳とに分れ、此等宣傳の對象たる民衆は内外地人朝鮮人との別があり、朝鮮人中には比較的程度高き一部と今猶ほ程度低き大衆との區別があるから、各種宣傳事項は事毎に其の内容と相手方に依り種々其の手段方法を異にしなければならぬ有様である。

## 三、情報宣傳の方法

- (イ) 情報の受發 内閣情報部情報を初め臺灣及總督府派遣員(内地・滿洲・支那等)等各方面よりの情報並に總督宛齎らされた特種情報を接受し、之が報告、連絡調整を圖るに共に總督府より中央部宛電報報告中の支那事變情報を紹介し、又陸・海軍御用掛より戰況を、戰地歸來者より現地の狀況、其他他參考講演等を聴取する外時局關係印刷物の席上配付、事變ニュース其の他時局映畫の觀覽並に紙芝居の試演等に依り時局認識の適正並に所管事務處理の參考に資しつゝある。
- (ロ) 對内關係 幹事會に於て協議研究せられた事項は、情報及啓發宣傳、國民精神總動員運動に關する事項或は各局部課の主務に關連を有する事項であるから、各主務局部課に於ては此の協議研究の結果に基き必要なる措置を講じつゝある。

## (ハ) 對外關係

情報宣傳

△新聞通信社方面

新聞通信社の社長及出入記者等と懇談の機会を多くし、之と密接なる連絡協調を保ちて啓發宣傳の効果を擧げて居る。

△各種團體・銀行會社・官公署方面

教化團體・宗教團體・在郷軍人會・婦人會・官公署・學校・銀行會社・商工會議所等各方面に互り、隨時代表者を集めて週間行事並に啓發宣傳等に關する協力方を要望し、時局認識の徹底及勸奨事項の實踐に努め以て國家總動員内鮮一體の實績を擧げつゝある。

△軍部方面

朝鮮軍報道部と情報宣傳上の連絡をはかり居るが、特に毎月第一水曜日に定例懇談會を開催、以て圓滿な協調連絡を保つて居る。

△内閣情報部との連絡

情報宣傳に關しては常に内閣情報部と密接な連絡を保つて居るが、昭和十三年十二月及昭和十四年十一月内閣情報部長一行の來鮮を機に懇談打合會を開催し今後の連絡協調に一層円滑の度を加へ得た。

(ニ) ニュース發表　ニュース發表の方法としては、本府出入記者に對し毎日正午各種の發表を爲し、又放送に適する資料は直ちに之を放送局に送りて官廳公示事項等の方法に依り迅速なる宣傳周

知に努めてゐる。

## 九 司 法

## 裁判並に檢察制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を置く。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並に非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることとし同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(監犯等の防止及處分)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件短期一年



高等法院

に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並に此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲すのである。  
各裁判所に検事局を併置して檢察事務を掌らしめて居る。

### 適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其他重要な内地法規に依るべき旨を定め且民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依るこゝし、不動産に關する物權の種類及効力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依るこゝししたが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其他の法律中能力・親權・後見・保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用するこゝし同十二月一日より之を實施し、尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於ける同様、婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用するこゝし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生するこゝし、同十二年七月一日よ

り施行した。

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したのであるが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期する必要があるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月制令第二十三號を以て朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九年一月一日より之を實施した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるる例が尠くなかつた爲内地に於ては、身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので朝鮮に於ても當然之に依るの必要を認め、昭和十年八月制令第十號を以て朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容とし同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、訴訟審理の圓滑なる進捗を裁判の公平適正を圖る目的を以て、大正十五年四月民事訴訟法の改正公布せらるゝに至つた結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施たる同年十月一日より施行せられた。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り、朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることとしたが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮現時の一般社會の實情は内地と同じからざるものがあるので、茲に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれてをたつた管刑制度も之を存置するこの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮管刑令を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改め、以て民衆人權擁護の完璧を期した結果今日に於ては二三の制令等その他、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつたのである。

### 小 作 調 停

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、之が解決を司法裁判に求むる場合は往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈々甚しからしむるが如き結果を醸すの虞があつて、爭議解決の對策上遺憾なしとせぬ。仍て事件の性質に鑑み地主・小作人の自由意思を尊重し其の互讓妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、同八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年二月十二日制令第二號を以て同令を改正し小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行した。かくて爭議は着々其の解決を見、實績を擧げつゝある。

### 人 事 調 停

古來我が國は家を基礎とする家族制度の國であるから、一般家庭に關する紛議は東洋の美德たる倫常と謙讓とに依つて圓滿に之が解決を圖ること極めて望ましく、斯くて始めて古來の醇風美俗を顯揚し東洋獨得の家族制度を維持確保することが出来るのである。加ふるに今や東亞新秩序建設の非常時局に際會し、骨肉間の相刻を公正圓滿に解決して銃後に於ける家庭生活の安定強化を圖ることは焦眉の急務であり、就中萬一出征者を繞つて人事の患が惹起した場合之を爰除して後顧の憂を絶ち、遺族の争が生じ

た場合之を圓滿公正に解決し以て護國の英靈を安んずることは喫緊の要務である。仍てかかる紛争の生じたる場合、之が解決の礎石を道義倫常と當事者の和衷互讓に置き、迅速圓滿且僅少なる費用を以て事件を解決せんことを期し、内地に呼應して昭和十四年制令第八號を以て朝鮮人事調停令を制定し同年八月十日より之を施行した。同令は家族親族間の紛争其の他一般に家庭に關する事件に付、地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得るものとし、裁判所は直接に又は調停委員會に於て道義に本づき温情を以て之が調停を行ひ、調停が成立したときは之に確定判決と同様な效力を附與するものであるから、實質的にも形式的にも適切妥當なる解決を齎すことが出来るのである。

### 不 動 産 登 記

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則として不動産登記法に依ることとした。不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡に由り之を行ふに過ぎなかつたので、併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並に土地建物所有權證明規則を發布し、賣買・贈與・交換・典當の各事項の外、所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利を確保せしめて居た。爾來時勢の推移に伴ひ複雑な權利關係の生ずるに至るや明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を公布し、府尹・郡守を以て證明官吏と爲し、證明すべき權利を所有權・典當權の二種に限つたことは従前と異ならないが、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗する要件



を爲し、權利確保上舊規則の缺點を補つた。然し該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置に過ぎなかつたので、土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備した地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止することとし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行した。

親族團體たる宗中・門中等が祖先の墓地又は祭位土等の不動産を共同所有する場合に、宗中・門中等は法人に非ざる爲其の名を以て登記を爲すことを得ず、又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數であつて全鮮に散在し、各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざる嫌があつたので、昭和五年制令第十號を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中・門中其他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し同六年十月一日より施行した。

### 戸 籍 事 務

戸籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申出を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌に移した。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつて、朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものとせられ、又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行

はるべきものであるけれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるゝことを得なかつたが、大正十年六月總督府令を以て之が手續を規定し、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續は完全に行はるゝこととなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたのみならず、單に戸籍手續の大綱を示すに止り、之が運用上の困難も亦少くないので夙に之が根本的改正の企てあり、一面之に密接な關係を有する親族・相續に關する實體法規の改正も着手せられた爲、其の完成を待つて實行することとなり、同十一年十二月總督府令を以て朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、茲に始めて多年の懸案を解決した。朝鮮戸籍令の内容は、大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。改正の特色の一二を擧ぐれば、戸籍事務の監督は道知事・郡守又は島司の管理に屬せしを司法機關たる裁判所に移したこと、朝鮮内地間婚姻に因る入除籍手續のみを認めしを、廣く各地域の有效なる原因に基く家の出入に關し其の戸籍手續を定めたが如き、從來の戸籍制度に比し遙に進歩したものである。

### 公 證 事 務

大正二年五月朝鮮公證令及朝鮮公證令施行規則を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於

て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととした。次で同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の専務公證人を任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめつゝある。

### 執達吏事務

執達吏に屬する職務は從來之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當に認むる者をして該職務を行はしめ得る定めであつて、當初は警察官吏をして兼掌せしめたのであるが、逐年事務の増加に伴ひ専務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至つた結果、官吏に非ざる執達吏職務取扱者を任命することとなり、現在に於ては地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分其の他主要なる地に其の事務所を設置せしめて居る。

### 供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當に認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめて居た。其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金庫及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を

取扱はしむることとなつたので、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金庫及有價證券の供託事務を取扱はしむることとした。然し邊陲の地に於ては一一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨所其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すること共に、其の設置なき地に於ては、從前の如く朝鮮總督の指定した銀行其の他適當に認むるものをして之を取扱はしむることとした。

### 思想犯保護觀察

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿る情勢にあつたが、不斷周到なる檢擧の勵行に滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に影響せられ、昭和七年を最高潮として漸落するに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、その運動は益々執拗巧妙となり、之が査察は愈々困難を加へ、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴェート聯邦之境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に一瞬の偷安を許さないものがある。於茲叙上の特殊事情を考慮の上曩に内地に於て施行せられたる思想犯保護觀察法に内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其の他關係法令の制定を見、昭和十一年十二月二十一日より實施、保護觀察所は全鮮七箇所即京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州に設置された。實施以來各保護觀察所は各方面の理解、關係官廳の協力等と相俟て、極めて積極的に保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關

する正確なる認識を得せしむるに共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢献しつゝある。

### 行刑制度

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄を改稱した。爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮省刑令廢止と共に之を擴張して永登浦外四分監を本監と爲し、新に分監七箇所を開設した。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め、内容を改善し職員の特遇を改め、又開城支所を本所に昇格、翌年四月更に金泉支所を昇格して、何れも特設少年刑務所と爲し、前者は年齢十八歳未満の受刑者を後者は十八歳以上二十歳未満の受刑者を收容し、特に體育習育に重きを置き、青少年に對する行刑の適實を期して居る。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵・濟州兩支所を廢止した爲、京城・西大門・公州・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州・開城及金泉の十六の本所と春川・清州・元山・鎮南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州及群山の十支所となつたが、其後在監者益々激増しその收容に困難を來したので遂に昭和七年より三年間の繼續事業で西大門刑務所に新に一大拘置監を特設し其の他各刑務所共各監房を増築して之が緩和を圖つてゐる。又昭和十年九月癩患受刑者は別に小島支所を設け此處に集禁して特別取扱をなし、同十一年七月には仁川少年刑務所を設け累年する少年受刑者の拘禁緩和を圖り、次で同十二年三月馬山支所を不具老衰者の集禁刑務所に指定し

同十三年六月には心身弱者を公州刑務所に集禁することとせざる等應病與藥的行刑を爲し以て處遇の萬全を期して居る。更に昭和十三年一月朝鮮行刑累進處遇規則を制定し受刑者の發奮努力の程度に従ひ累進的に處遇を緩和し漸次社會生活に適應せしめ其の更生を促進確保する階級處遇制を樹立し半島行刑上一新機軸を劃した。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次増加し、特に大正八年全鮮各地に亘りて妄動事件の勃發するや、保安法違反及騷擾罪を以て檢舉され入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたが、翌九年四月減刑の恩典に浴した受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たのである。然るに其後管刑令廢止・財界不振等に影響せられたる爲か、逐次増加を見たが、大正十三年一月及昭和二年二月同三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至つたけれども、同年二月以降更に其の數遞増し、昭和八年八月末現在收容者は實に一萬九千二百五十四人に激増し、正に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千二百四名に達したが、昭和九年二月行はれた恩赦に因り一時的ながら人員の減少を見るに至つた。然し同十年四月頃より又又漸増を示し、昭和十三年八月末現在に於ける收容者は實に一萬九千四百五十九人を示し、之を最高記録として漸次減少の状態にあつた昭和十四年八月末現在に於ては一九、一六四人を算する。支那事變勃發以來思想犯者は漸減をしてゐるが智能犯者、盜犯者等の増加尠からず收容者全體の増減線を通觀すれば依然上昇の傾向にある。拘禁處遇は諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁狀態著しく改まり、在監者の種類・罪質・犯數・年齢・

性格の法定分類は略之が勵行を期しつゝあるに、行刑及作業に銳意努力せる結果、囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々一千名前後を算する。監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、随つて就業歩合も低く、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、近時疾病又は事故に因る休業者を除くの外受刑者全部の就業を見るに至り其の就業歩合は百分の九十八に達し、著しく囚情を緩和するこゝを得たが、益々適當に受刑者の技能及勞力を善用し、職業訓練を完全ならしむる必要があるので、大正八年度以降特別作業費を支出し經營に努めた結果、豫期以上の成績を擧げ、今や收容費以上の作業收入を擧ぐるに至つた。作業種類の主なるものは指物・裁縫・煉瓦・抄紙・防具・機織・革・印刷・金物・漆器・陶磁器・耕耘等であつて、輒近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化に機械操業の訓練に努めつゝある。尙昭和九年度より新に受刑者職業訓練概則を設け、就業者の技術的向上を企畫し、益々刑務作業の特殊性を闡明し、其の確立性を得るに至り、今や作業状態は舊時に比し全く面目を一新した。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行・管刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計るに共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人

受刑者の指紋は内地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十二年末に於ける保管原紙數實に二十七萬二千七百五十五枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十三年に於ては其の數四萬九千五百八十一件を算し、其の内七千二百二十四件の前科を發見し、同十四年には八月末日迄の累計三萬五千九百三十九件を算し内四千九百九十件の前科を發見した。又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て増加しつゝあるが、我ハンプルグ式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみでは右手の犯罪現場指紋に對する効果は充分其の性能を發揮し得ない缺點があるので、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號に依る小票を作成し、以て現場指紋の利用に資するこゝをとした。

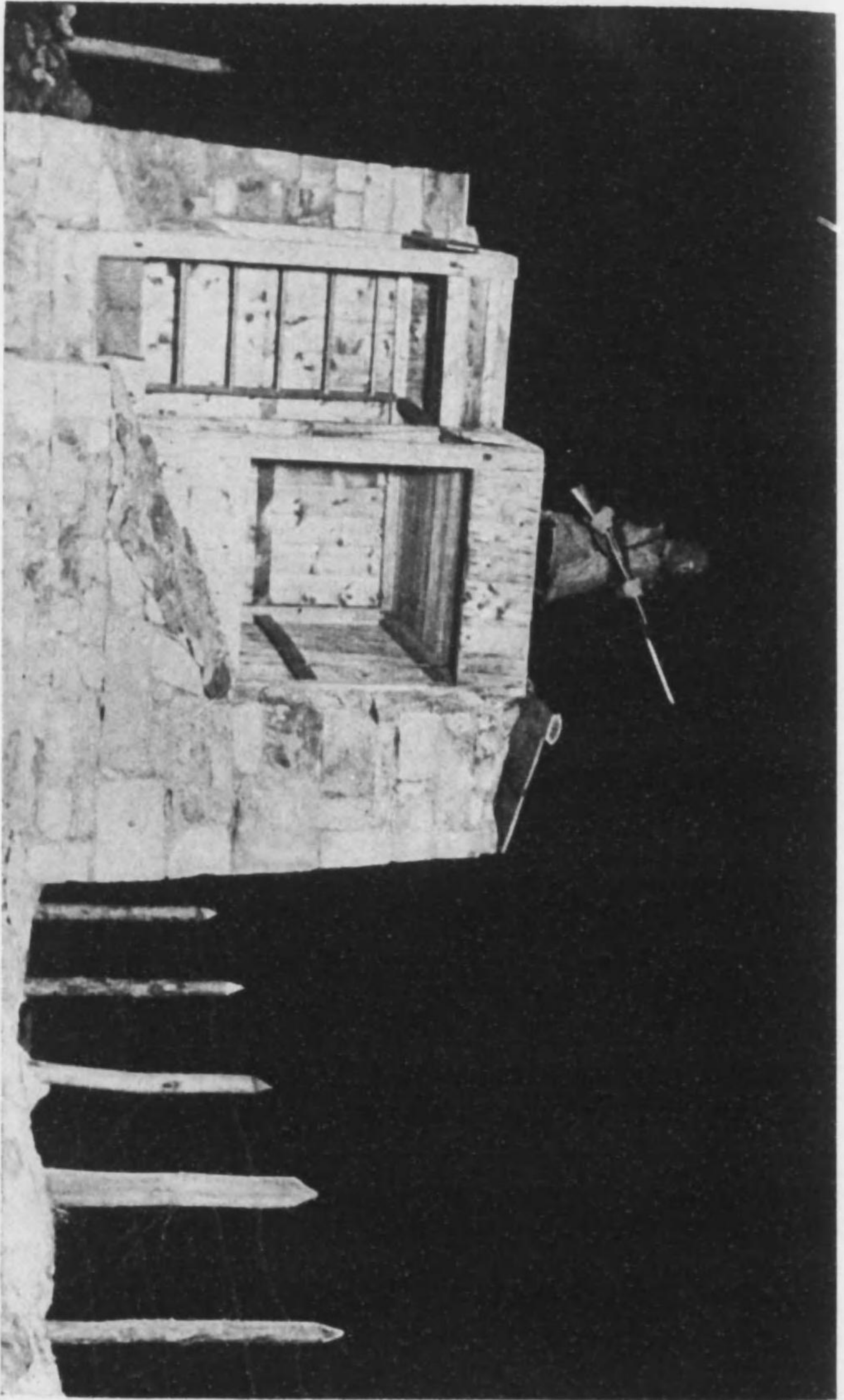
### 司法保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至つて一萬圓に増加し、同十四年度以後は財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、更に又昭和十二年には二萬二千八十四圓に各増加し、其の發達助長に力めてゐる。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたものが、今や官民有志の協力に依り昭和十三年度末に於ては其の數二十六を算

し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひ其の大部分は財團法人組織に進んだ。之等保護團體は更に昭和三年十月内地に於ける新業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期する所があり、昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調査研究して之を實行に移し、次で全鮮主要都邑に支部を設置し保護網の完備を期する等一般施設に相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつつある。



警 察 案 内 所



備 警 塔 國

## 一〇 警察

### 治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月一日に起つた騒擾事件後一時平靜を缺き不安の氣四方に漲り、屢々兇暴行爲も敢行せられたが、警察制度の一大改革を行ひ、銳意警察諸般の施設を整備し、且つ警察力を充實したので不穩事件漸く其の跡を絶ち、時日の経過と共に一般民衆も迷夢より醒め、曾て不逞行動に参加したる者にも前非を悟つて官憲に歸する者が續出した。當時の不逞企畫乃至之に關聯する各種の犯罪事件は多くは在外不逞者の使喚煽動に因るものであるから、鮮内人心の安定すると共に國外に於ける不逞團の聲望も衰へ、辛うじて餘喘を保つに過ぎず、かくて大正十年以降内外の形勢一變して著しく平穩に歸したが、ただ國境地方だけは對岸に根據する匪賊の出沒が尙絶えなかつた。然しこれも大正十四年六月支那官憲との協定成立して以來支那官憲の取締一面國境警備の強化によつて徹底的に掃蕩せられ、殆ど其の影を絶つに至つた。然るに昭和六年九月十八日滿洲事變勃發以來、國境對岸一帶に互り匪賊の蠢動往年の狀況に復歸し、朝鮮軍警の越境討伐に依り稍々安定を見たが、毎年草木繁茂期に至るや盛に活動を開始するので、朝鮮軍派遣部隊及滿洲國軍の大部隊を以て大討伐を敢行其の根據地を壊滅した。之に依つて匪害著しく減少し一時小康を得た。處が全滿各地に分散せる共產匪軍は之が統合強化の爲昭和

十一年東北抗日聯軍を組織し、次いで其の優勢を利し兵匪、鮮匪等の大小匪團に呼び掛け之等を其の傘下に加へ逐次之を共匪化したので其の勢力漸次増大し匪害亦漸増した。この匪勢は北部滿蘇國境三江省及南滿東邊道一帶の地區に於て猖獗せるに鑑み、滿洲國軍警及關東軍に於て隨所に討伐を敢行し、朝鮮側に於ても匪賊情報の交換越境共同討伐等、適時之に緊密なる連繫の下に國境地方の肅正に協力し着々其の實績を擧げた。爲に匪勢は漸く衰へたが匪團の兇暴行爲は依然繼續され、殊に支那事變發生以來好機至れり爲す彼等の策動は各方面共著しく活氣を呈し、巧に討伐部隊の銳鋒を避けて所在に出没し、反滿抗日共產主義的運動を激化する等形勢猶ほ樂觀を許さざるものがある。昭和十三年中に於ける對岸匪賊の出没は一三四回、延人員四、一三二名、被害殺人五名、傷害三名、拉去一九三名で、前年に比し著しく減少したが、警備の間隙に乗じて入鮮せんし潛行策動を爲しつゝある有様であるから、國境警備は寸隙を許さない状態に在る。

### 警察機構

#### 一、定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。昭和十三年末の警察職

員は左の通りである。

事務官	警視	警部	警部補	巡査	計
一三	七二	七七	八五	三〇、三六	三、六二

#### 二、警察區劃

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎として、一府郡に一警察署設置を原則として居るのであるが、地方の事情に依つて二警察署以上を配置して居る所もあり、昭和十三年末現在二百三十九府郡島に對して二百五十四の警察署を配置して居る。警察署管内には派出所駐在所を設けてある。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置いて居る。駐在所は原則として一面一駐在所主義に據つて居るが、地方の事情に依つては一面に二箇所以上設置して居る所もあり、現在二千三百五十一邑面に對して二千三百七十六箇所の駐在所、二百八十二箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點二百箇所に警察官出張所を設置して居る。

#### 三、警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官若は警察吏たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關であつて、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たらんことを對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、其の修



業期間は九箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡查に對して警察官に必要な訓育教養を施すものである。各道の巡查教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡查の教養機關になつて居る。

## 防 空

朝鮮に於ける防空は昭和八年軍司令部と總督府の防空協定に始り、昭和十二年十一月十八日防空法が朝鮮に施行せらるゝに至り、之が事務を文書課に於て或は資源課の一係として取扱ひ來つたが、防空情勢の變化に依り昭和十四年二月三日事務分掌規程を改正して新に警務局に防護課を設置し、防空事務と水火消防の事務を一轄管掌することとなつた。尙同年十月一日より全鮮に亙つて警防團の結成を見、半島防空の護りの萬全を期しつゝある。

而して防空に關する事務の概要は、防空の訓練及實施に關する事項、防空計畫に關する事項、防空思想の普及宣傳に關する事項、防空に關する調査研究に關する事項、官廳防空に關する事項、工場特別防空に關する事項、防空資材の整備に關する事項、防空委員會に關する事項、防空協會に關する事項、警防團及警防協會に關する事項等である。



(國生更) 所 養 寮 編

一 一 衛 生

併合以來總督府は總督府醫院(昭和三年六月より京城帝)小島島慈惠醫院(昭和九年十月より小)の外、各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を奨勵し、傳染病及家畜傳染病の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關の充實と社會衛生の進歩とを圖りつゝある。

醫 療 機 關

昭和十三年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫 療 機 關 表 (其の一)

種 別	公 費		官公署		限地		計	醫 生	一醫師 對する 人口	一衛生 對する 人口
	道	費	奉	職	業	業				
京 畿 道	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
道 別	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計 外 鮮 内	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
衛 生	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
開業醫	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其 他	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
限地	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
業	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
醫 生	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
對 人	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
對 口	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
對 人	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
對 口	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一

衛	種別						
	合計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道
	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内
生	四〇   三三七	二四   二〇	二〇   一七	四一   四一	二二   二二	二〇   一九	二〇   二〇
	七   五七		九   六三	九   八一		四   四	八   八
	四八三   三九一〇	二七   三〇	四九   四六	五二   四九	二六   二二	二四   二一	四二   三六
	八四六   二七八	三   六六	七   〇七	九   六三	二   一九	七   二五	二   二〇
	一、八二九   二、五六八	一〇   六四	二五   二八	九   六二	一〇   一九	一八   二五	一五   一〇
	二、五六〇   二、一〇三	二   二一	五   三	一   一	四   二	七   四	六   五
	二、九三二   一、六八八	一五   七四	二九   二八	一〇   七	二〇   二〇	二〇   一九	一九   一五
	三、五六八   二、七四	四   三一	四   一九	六   五	七   六	二   一九	三   二
	三、七八三   三、七八三	二七   二七	五三   五三	二五   二五	二六   二六	二九   二九	二八   二七
一二九	七、七三二	五、五〇〇	七、五九一	一四、五七〇	八、二四〇	五、〇〇九	八、八三三
	五、八〇二	二、九三三	三、〇一五	六、一四〇	四、三七七	四、八九一	八、九四一

衛	種別						道別
	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道	
	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	
生	三〇   六四	二五   二二	二二   二二	二二   二二	二二   二二	二二   二二	國費
		七   四三	四   二二	五   五	〇   三	三   五	道費
	三〇   六四	二五   二二	二二   二二	二二   二二	二二   二二	二二   二二	計
	四   七七	九   二七	九   二七	八   五三	四   七七	七   六二	奉公職
	一、八八九	一、五八四	二   六四	七   四四	七   四四	三   五五	開業醫
	三   二二	八   〇八	三   三	四   九	五   八	二   二	其他
	二、九一〇   一、九七	二〇   一八	二六   一八	一〇   九	一〇   九	四   三	計
	五   五〇	〇   一八	二   六	二   六	二   六	二   三	限業地
	四六三   四六三	六六   六六	二二   二二	二二   二二	二二   二二	二二   二二	醫生
	八、九七四	二、二七五	一五、一三七	一四、二四九	一四、四六二	八、四七五	對一人醫師
	四、六〇四	六、七三三	一〇、四一七	一三、九六八	八、一四五	五、三六四	對一人對人鮮對

種別	江原道		平安北道		平安南道		黄海道		慶尙南道		慶尙北道		全羅南道	
	計	外鮮内	計	外鮮内	計	外鮮内	計	外鮮内	計	外鮮内	計	外鮮内	計	外鮮内
衛生	五	一四	一	一	七	一六	一	一	四	四	二	一	一	一
	〇	二九	三	六三	〇	五二	六	四四	一〇	七	八	六	四	五
	一	一	一	一	四	三一	一	一	六	六	一	一	四	二
	五	三三	三	六四	七	四六	五	四四	二	三	九	六	六	九
	六	八八	九	五四	三	三一	七	六一	六	九	七	九	八	五
	七	四三	九	六三	三	三九	三	一	六	一	六	九	五	八
	四	六三	一〇	六	一	九	七	四	一	六	九	三	三	二
	三	一一	五	二三	一	一	一	一	一	一	三	一	三	七
	七	二六	三	八四	一	九	五	〇	四	六	一	七	七	一
	四	三三	五	三〇	一	七	六	五	四	三	六	五	四	四
	三	一一	五	一六	六	四	三	三	九	四	一	九	二	五
	四	三四	八	一七	三	二	四	三	八	五	一	五	三	九
	六	三三	三	六七	〇	五	四	三	七	七	六	五	二	四
	六	三三	〇	四六	四	四	七	三	一	七	八	五	六	七
	二	八三	五	六七	三	四	九	六	三	三	八	三	七	〇
	三	四	四	四	二	二	七	一	〇	〇	〇	〇	〇	二

一三一

種別	全羅北道		忠清南道		忠清北道		京畿道		道別
	計	外鮮内	計	外鮮内	計	外鮮内	計	外鮮内	
商科醫師	二	二	一	一	一	一	三	二	署公官奉
	六	六三	元	六三	三	三九	三	九	醫業開
	五	二	一	一	一	一	八	二	他の其
	五	八七	元	六三	四	三二	九	三	計
入産婆	九	五四	六	六〇	〇	八二	六	七	者業營商入
	三	一	六	一五	七	三四	五	八	署公官奉
	一〇	九八	六	七九	八	四四	四	四	他の其
	一	一	一	一	六	三三	三	三	地限産
	四	元五	七	六五	四	〇三	五	八	婆
	元	五四	八	二七	〇	三七	九	六	計
看護婦	三	三〇	八	六三	三	一四七	三	三	署公官奉
	五	八四	八	七九	三	一七四	六	八	他の其
	六	五二	三	三〇	七	四三	一	七	計
	八	七二	四	七六	五	四一	二	八	業術摩按
	元	三七	四	五九	五	四一	一	六	業術鍼
	三	九〇	四	七三	一	九	一	七	業術灸
	三	六〇	〇	七三	一	九	一	七	生術施痘種

備考 醫師・限地醫業者欄の数は公醫を含む。  
 醫師其の他の欄二五六名中には未開業醫並休業醫三八名を含む。

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和十三年末の數左の如し。

道	傳染病院	隔離病舎	官立	公立	私立	計
忠清北道	1	1	1	1	1	5
忠清南道	1	1	1	1	1	5
全羅北道	1	1	1	1	1	5
全羅南道	1	1	1	1	1	5
慶尙北道	1	1	1	1	1	5
慶尙南道	1	1	1	1	1	5
黃海道	1	1	1	1	1	5
平安北道	1	1	1	1	1	5
平安南道	1	1	1	1	1	5
江原道	1	1	1	1	1	5
咸鏡北道	1	1	1	1	1	5
咸鏡南道	1	1	1	1	1	5
合計	14	14	14	14	14	56

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十三年十二月末に於ては其の總數僅に二千九百三十一名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に

道別	齒科醫師		看婦		按摩		鍼灸		合計
	官立	私立	官立	私立	官立	私立	官立	私立	
道別	官立	私立	官立	私立	官立	私立	官立	私立	合計
咸鏡北道	1	1	1	1	1	1	1	1	6
咸鏡南道	1	1	1	1	1	1	1	1	6
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	12

備考 齒科醫師其他欄三八名中には未開業醫並休業醫六名を含む。  
按摩術業者七九一名中には柔道整復術業者二六名を含む。

同 上 (其の三)

付人口約七千七百二十二名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならない。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師を養成する外、大正十二年に醫師規則第一條の規定に依りセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖つたのであるが、尙優良なる醫師養成の要があるので、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも）を指定した。しかし朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠である。齒科醫師は昭和十三年十二月末に於て全鮮を通じて其の數僅に八百七十九名を算するに過ぎない。齒科醫師の要望盛な現時に於ては到底其の要求に應ずることが出来ないで、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるが、同營業者は専ら技工に従事し、醫術の素養無きため、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學校（昭和一月京城齒科醫學專門學校に昇格）を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝある。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるから、邊陲地に於ては醫術及齒科醫師の經歷を有する者に、地域及期間を限つて營業又は入齒營業を免許してゐる。都市では内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關も充實するが、僻地では僅に道立醫院の巡迴診療等に依るに過ぎなかつたので、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむるに共に、各官廳の衛生事務に従事せしむるにこゝした。この公醫は現在定員百八十三名であつて、一人當年手當平

均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝある。尙この定員は將來増加の必要がある。

二、醫生 醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り、朝鮮人にして本則發布前二年以上營業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上營業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。朝鮮人は主として此等の醫生に醫療を受けてゐるから、醫生は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一であつて、之に醫術の教養を施すこゝは重要なこゝであるので、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝある。

三、産婆 從來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介添を嫌忌した爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。内地人産婆は漸次其の數を増しても、多くは都會地に開業し、僻陲地に於ては殆ど其の影を見ない状態であつたので、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定するに共に、各道に於て産婆試験を行ひ、以て其の増加を圖りつゝある。

四、看護婦 醫師・醫院の増加に伴ひ看護婦の需要も漸次増加して來た。そこで其の資格を限定し、且業務上の取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、内鮮其の資格を共通にし、

産婆と共に前記各醫院及官公私立病院に於て之を養成する外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。

五、種痘施衛生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したのであるが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて従來の種痘認許員を種痘施衛生に改めた。

### 藥品取締

一、藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重な制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入、不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依つて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦取締を嚴重にしたので、朝鮮刑事令の勵行に相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つた。然しながら之と共にモルヒネ類の注射服用を以て阿片煙吸飲に代へ、其の害阿片に劣らざるものがあるので、之を防

止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へたが、尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點があつたので、同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了しない者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶たなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸デアセチールモルヒネを製造賣下することとし、以て麻藥類の取締を一層嚴にした。更に昭和十年四月朝鮮麻藥取締令を制定し取締の完璧を期しつゝある。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつゝある。

二、藥劑師 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數である。そこで藥種商を許可し、藥品需給の圓滑を圖つたが、藥品の知識乏しく危険少くないので、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつつある。同十三年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に四百九十四名に過ぎない。

### 食品取締

一、飲食物及其他物品 飲食物其他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則並にメチール・アルコール(木)取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつゝある。昭和十三年中に於ける衛生試験件數左の如し。

品名	件數	適	否
藥	一〇、四一九	九、三八〇	一、〇三九
賣	四、五八六	二、六五七	一、九二九
水	一四、六〇〇	一〇、一九七	四、四〇三
酒	六、〇八〇	五、四五一	六二九
氷及氷雪・清涼飲料	九、四〇二	八、一九六	一、二〇六
牛乳及乳製品罐詰類	二、九八六	二、六八〇	三〇六
飲 食 器 具	二、三三四	一、七〇六	六二八
雜 類	四、五二〇	三、六二九	八九一
計	五四、九二七	四三、八九六	一一、〇三一

二、屠場及屠畜 屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至つた。昭和十三年末に於ける屠場數は一千三百十三箇所、同年中の屠畜總頭數は七十五萬五千五百五十頭であ

る。而して屠畜中最も多きは豚の五十二萬六千四百三頭で、之に亞ぐは牛の二十二萬七千四百七十一頭である。

三、牛乳搾取所及牛乳取締 朝鮮人は從來牛乳を用うるこゝ少く、唯内地人又は外國人が之を需要したばかりであつたから、何等法規の存するものがなかつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者數も亦増加した爲、明治四十四年牛乳營業取締規則を發布し、爾來之が取締を爲し來つた。該規則は發布後既に三十年を経過し、時代の進運に伴ふ不備不適の點も多いから、近く之が改正をなすべく目下審議中である。而して昭和十三年末の搾乳營業者は百三十五名、乳用牛頭數二千四百頭で同年中の搾乳量は三百二十九萬五千百十九立である。

### 汚 物 掃 除

汚物掃除に關しては從來府邑面に於て勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署が地方民を指導して其の慣習を馴致して來た結果、今では都鄙共に進んで之を行ひ、便所・井戸・下水の改修も亦此の機會に着々實行せられ、衛生状態は逐年面目を改めつゝあるが、尙之が完璧を期する爲昭和十一年六月汚物掃除令を發布し同十二年十月一日より之を府及一部の邑に施行した。

### 上 水



一、水道 朝鮮は一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及道費及道費補助を以て地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめて居る。

現今水道の設備あるは京城府・仁川府・開城府・永登浦・北面・清州邑・大田府・公州邑・江景色・論山邑・天安邑・烏致院邑・群山府・全州府・裡里邑・木浦府・光州府・麗水邑・順天邑・高興面・羅老島・莞島面・大邱府・金泉邑・浦項邑・慶州邑・釜山府・晉州府・統營邑・馬山府・三千浦邑・密陽邑・東萊邑・固城邑・鎮海邑・金海邑・蔚山邑・海州府・載寧邑・延安邑・黃州邑・平壤府・鎮南浦府・安州面・新義州府・義州邑・宣川邑・江界邑・春川邑・鐵原邑・平康面・通川面・咸興府・興南邑・元山府・衡益面・洪仁面・波道面・清津府・羅南邑・城津邑・會寧邑・雄基邑・永興・新高山端川・金州・長項・長承浦・泗川・中和・碧潼・博川・金堤・楸子島・永川・安東邑・海雲臺・江陵邑・長箭邑・惠山邑の八十一箇所である。

二、公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を道費に移し、爾來益々其の改善を加へ、各地水質検査と相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至つた。

### 傳染病豫防

一、傳染病 朝鮮に於ける傳染病に就いては古い記録が無く之を詳にすることが出来ぬが、かなり流行して民心を脅威し且被害甚大であつたことは、民間に傳はる迷信・傳説等に依つても想像し得る。舊韓國政府は光武三年（明治三十二年）傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり且施設の見るべきものなく甚だ幼稚なものであつた。其の後委任統治となり、日韓併合となりて以來傳染病豫防令其の他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、稍其の形體を備へるやうになつた。然し民衆中には今尙種々の迷信に囚はるゝ衛生思想の低級者多く、從來動もすれば豫防處置を忌避し往々に反抗する者等があつて防疫上障礙を受けたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし疑似症及病原體保有者の措置に關する規程を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施するに共に各般の施設改善及取締の勵行に努めつゝあるので漸次面目を一新する状態になつた。

(イ)コレラ 流行の歴史極めて古く、李朝の成宗・中宗・正祖の朝等には殆ど全域に互る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したことがある。併合後に於ても昭和十年迄二十五箇年間に於て十五箇年に互りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四千二百一十一人、死者二萬七千六十人を出したが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人、保菌者一千七十七人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出した。

鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港を一は滿洲を経て侵入

するものであるから、本府は例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期とし、沿海及國境地方民に豫防注射を實施するに共に、海港檢疫の嚴行に努めるのであるが、支那及滿洲の衛生狀況は容易に之を知り難く、而も内鮮滿支間に於ては下級船舶の交通頻繁に加へて北方一帯は國境を接するので、警戒線の間隙に乘じ不慮の侵襲を蒙る狀況である。一朝之が侵襲を見んか衛生施設の不完全及民衆衛生思想の乏しき、忽ち流行を増大せしむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲、活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付するに共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民衆の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

(ロ)痘瘡 本病は古來一般朝鮮人の間に人生の免るべからざる災厄であるに信ぜられ、毫も豫防の方法を講じないばかりでなく、種痘施行に對して疑懼の念を抱き之を避忌する狀況であつた。因つて大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、豫算及警察官署に於ける従事職員の能力の許す限り大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見た。しかし今尙ほ往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行する事例もあるから、種痘の徹底を期するに共に防疫の最善を盡してゐる。

(ハ)赤痢・腸チブス 本病は到る處に其の病毒潜在し、四季を通じて小流行を起す有様であるから、之が豫防宣傳の映寫竝に衛生講話、ポスターの配布等凡有方法に依り、民衆思想の啓發に努めるに共に飲料水の改善、便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令

の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる。又近時従口免疫法の研究發達に伴ひ、本府は昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を収めて居る。

二、海港檢疫 海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、鮮外より來る船舶に對して之を行ふものであるが、常時に於て檢疫を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基及羅津の十二港である。

三、痘苗製造 痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又滿洲・間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地の公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

四、慢性傳染病 慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。  
(イ)癩 癩患者は昭和十三年十二月末調査の結果に依れば其の數一萬四千二百二十五人を算してゐる。而して之が醫療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所に外國人の經營する私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は昭和八年度迄は七百七十人の收容定員であつたが、朝鮮癩豫防協會より患者三千人を收容するに必要なる土地建物其の他の設備を整へて寄附したので、昭和九年度官制を改正して大擴張を行ひ、新に二千人を増加

し昭和十二年度に於ては更に一千人を増加して、收容人員四千七百八十三人の大療養所となつた。私立療養所では大邱癩病院に六百六十九人、釜山相愛園に六百十一人、麗水の愛養園に七百人を收容をしてゐるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲して居る。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より蟬集し、癩部落を形成し、相助會を設けて居る狀況であるから此等患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむるに共に救済を講じてゐる。

(ロ)結核 朝鮮に於ける結核病蔓延の程度は未だ充分明かでないが、死亡届等に依り統計表に現はれたものゝみでも昭和十三年中の本病死者数は九千八百九十六人を算し、之を内地に比すれば寡少低率であるが之は朝鮮に於ける醫療機關の現状其の他の事情から見れば結核として表はれないものがある關係で、内地の割合を以て推算すれば朝鮮に於ける一箇年の結核死亡者数は約四萬人、患者数は四十萬人に達するものと思惟せられる。而してその大半は社會の中堅たる青壯年者であるから國民保健上は勿論、産業・教育・國防等に及ぼす影響尠からざるは洵に寒心に堪へざる次第である。本病の豫防に關しては、大正七年結核豫防に關する府令を發布し病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが、本病豫防の如き社會的事業は官民協力の必要あるに鑑み本府は曩に結核豫防協會の設立を提唱し、多數官民有力者の賛成を得て昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し、一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發に寄與しつゝあるが、漸

次社會事情に適應した豫防施設を進むる様對策を講じつゝありし處、

畏くも 皇后陛下に於かせられては國內に於ける結核蔓延の現状に御憂慮あらせられ昭和十四年四月二十八日內閣總理大臣を召させられ結核豫防に關する優渥なる 令旨を賜はり且結核の豫防並に治療に關する施設の資として多額の御内帑金を下賜あらせられたるを以て、政府に於ては御懿旨を奉體し財團法人結核豫防會を設立し之を内地外地に互る中央團體として結核豫防上必要なる諸事業を行ふこととなり五月二十二日其の設立を見、總裁には畏くも 秩父宮妃殿下を奉戴するの光榮に浴した。而して同會は朝鮮、臺灣に之が地方本部を置き道府縣に其の支部を設置することとなつたので、朝鮮に於ても財團法人結核豫防會朝鮮地方本部を設立し、各道に其の支部を置き、該事業を支援、補完し朝鮮の結核豫防並に治療に關する事業を行ひ政府の施設に相俟て結核豫防の目的の下に漸次左の事業を遂行せんとするものである。

- (一) 結核豫防對策の調査研究
- (二) 結核豫防思想の普及
- (三) 結核豫防實生活の指導
- (四) 結核豫防模範地區の設定
- (五) 結核豫防並に治療に關する諸事業の助成
- (六) 財團法人結核豫防會の事業の支援
- (七) 其他本部の目的達成に必要な事項

五、地方病 朝鮮に於ける地方病は肺ヂストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺ヂストマは古來鮮内各地に浸潤し害毒の大なるものがあつたが、本府は大正十一年より十二年に互り各道をして本病の

分布其の他の基本調査をなさしめた結果、豫想外に多数の患者を發見し、本病の蔓延は一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因するものであることを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染経路を示した映畫を作製して各道に配付し、其の他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努め、又大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發布して之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來たが、其の後十年を關して蟹類生食の危険が周知せられ肺ヂストマ患者は漸次減少するに至つた。此等蟹類は之を火食するに於ては人體に肺ヂストマを感染せしむる虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價值も少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむるに共蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

六、**家畜傳染病** 家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類である。牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢々國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚大である。仍て本府では夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期

するに共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し檢疫を施行することとし、以て病毒の侵襲に備へたのであるが、時勢の變遷技術の進歩につれ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じた爲、昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令を制定し、同七年九月同令施行規則を發布して同七年十一月一日より施行し獸疫豫防令を廢止したのである。防疫機關としては大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名其の他の道に各一名の專任獸醫務嘱托を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員と協力して防疫に努め、更に同十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を増員して順次防疫機關を擴張した。又同十五年度よりは新規に國境牛疫免疫地帯構成を實施した。本事業は牛疫ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するもので、其實績如何は實に世界の齊しく注目する所であるから、同年度より更に八名の技手を平安北道・咸鏡南道に配置し、關係技術員と協力して注射を施行し、滿洲方面よりの密輸入牛の取締、斃牛檢案の勵行、其の他一般防疫事務に従事せしめたる結果、漸次家畜傳染病の發生は減少しつゝあるが、更に昭和十二年度に於ては家畜防疫機關の充實の爲本府及平安北道に專任技師各一名を増置し以て家畜防疫の強化を計つた。又昭和十二年度には慶尙南道に流行したる家禽バスターの防遏の爲之れを法定傳染病に加へて豫防措置を講ずることとし同年七月二十二日に關する府令を發布し